

松原市人権施策行動計画

～ 共に生き、共につながる 松原市をめざして ～



令和2（2020）年3月

松 原 市

「人権」とは、人間が生まれながらにもっている、誰からも侵害されることのない永久的な権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である」と宣言しており、日本国憲法においては、すべての国民の基本的な人権を保障しています。



さて、近年では、同和問題（部落差別）、障害者差別、ヘイトスピーチの解消についての法律等、人権に関する法整備が進んでいます。

しかし、女性、子ども、高齢者、性的マイノリティ等にかかわる課題、そして、インターネット上における差別的発言など、社会生活におけるさまざまな場面で、差別や人権を不当に軽視する事態もいまだに多く存在しています。

これらの人権課題の解決に向けて、今後も継続した取り組みが必要であり、社会の実情に沿った施策をすすめていくためにも、「松原市人権施策行動計画」の改定を行うこととしました。

現在、人権尊重の考えがベースにある「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する啓発や取り組みが、世界中で行われています。今後、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会の開催が、5年後には大阪で万国博覧会が開催される予定であり、一人ひとりが持つ様々な「ちがい」を認め、互いに支え合う「共生社会」の実現がより一層重要となります。

そして、本市が目指す「誰もが“ちがい”を認めあいステキに輝ける人権尊重のまち・松原市」も、市民の皆様との協働による取り組みにより、実現できるものと考えておりますので、皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

松原市長 澤井 宏文



目次

第1章 計画策定の背景と経緯	1
第2章 計画策定にあたって	5
第3章 重点的に取り組む人権施策の推進	8
第4章 重要課題と取り組みの方向性	15
1 同和問題（部落差別）	15
2 女性	19
3 子ども	22
4 高齢者	27
5 障害のある人	30
6 外国人	34
7 ハンセン病回復者・HIV感染者等	37
8 性的マイノリティ	40
9 インターネットによる人権侵害	44
10 さまざまな人権問題	46
第5章 計画の推進	50
「人権尊重のまち・松原市」を実現するための目標値	52
松原市人権施策行動計画の体系図	
資料編	53

第1章 計画策定の背景と経緯

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。「世界人権宣言」の第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。また、「日本国憲法」の第三章では、憲法上において保護される権利について述べられています。特に第十一条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあり、続く第十二条では自由権について、第十三条では幸福追求権について記されており、法の下で人権保障の基本原則を定めています。

これらの宣言や憲法を基本理念として、本市では、平成14(2002)年に「松原市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。また、平成17(2005)年3月には、その理念を具体化し、「市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力をいかして共に暮らすことができる、人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づくまち」の実現を目標に、「松原市人権施策基本方針」を制定しました。平成19(2007)年には「松原市人権施策行動計画」を策定し、平成24(2012)年と平成29(2017)年に改定を行い、この計画をもとに、すべての市民について人権が尊重され、お互いに信頼しあい、明るく住みよい松原を築くために、さまざまな施策に取り組んでいます。毎年、全庁的な取り組みとして、「ひゅーまんフェスタ」事業を実施しています。人権意識の高揚を目的とし、9月から12月の「人権週間」までの3か月間、さまざまな人権課題についての取り組みを推進しています。

令和2(2020)年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えています。また令和7(2025)年には、万国博覧会が開催されます。民族や国籍、障害の有無などといった多種多様な「ちがいを認めて、互いに支え合う社会の実現をめざすことが、より一層重要となります。そして、これらの大会や博覧会は、人権や多様性社会を考えるきっかけとなり、引き続き、人権課題へ積極的に取り組む社会になることが求められています。本市は、各人が持つさまざまな違いを認め合う心を継続的に育み、未来につなげていくためのまちづくりを推進します。



人権に関する国際的な動き

昭和23（1948）年、第3回国際連合総会にて、「世界人権宣言」が採択されました。全30条からなるこの宣言は、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として作成し、人権の歴史において重要な地位を占めています。

平成6（1994）年に行われた第49回国際連合総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国に国内行動計画の策定を求めるなど、世界規模での活動を展開しました。平成17（2005）年以降は、「人権教育のための世界計画」として引き継ぎ、数年おきに行動計画を策定しています。平成27（2015）年から令和元（2019）年の第3段階では、第1段階の初等中等教育と、第2段階の高等教育と教育者・公務員・法執行者・軍隊への人権教育の実施を強化するとともに、メディア専門家・ジャーナリストへの人権研修の促進をテーマとしています。

また、平成27（2015）年には、ニューヨーク国連本部で開催した「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そして、行動計画の宣言目標として掲げたのが、「人が生きること」に関連し、人権尊重の考えがベースにある「持続可能な開発目標（SDGs）」です。地球上の誰一人として取り残さないことを誓ったこの国際目標は、「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」などの17のゴールと169のターゲットから構成されており、現在、世界各地でSDGsに関する啓発や取り組みが積極的に行われています。

平成30（2018）年、「世界人権宣言」は国際連合で採択されてから70周年を迎えました。宣言が採択された12月10日は「国際人権デー」と定められ、加盟国などに人権啓発の行事を実施するように呼びかけています。世界人権宣言の重要性や意義をさらに深めるとともに、人権の保障の充実・強化を図り、21世紀が真の「人権の世紀」と呼ばれるにふさわしい時代になるよう、世界中で取り組みが進んでいます。



人権に関する国の取り組み

国内では、国際連合で採択された「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

平成6（1994）年の国際連合総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受け、日本では、平成9（1997）年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定し、人権教育の積極的な推進を図りました。また、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を施行し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための教育や啓発を推進しています。

近年では、平成27（2015）年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や、平成30（2018）年施行の「政治分野における男女共同参画推進法」など、女性の職業生活における活躍も促進しています。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の「差別解消三法」と呼ばれる法律を施行し、平成31（2019）年には「アイヌ民族支援法」と「強制不妊救済法」が成立するなど、個別の人権課題における法整備が徐々に進んでいます。

さらに、性的マイノリティの人が「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすること」を誓う「パートナーシップ宣誓制度」を開始する市区町村が少しずつ増えてきています。令和元（2019）年には、都道府県では初めて、茨城県がこの制度を施行しました。他にも「持続可能な開発目標（SDGs）」を広める活動を行うなど、すべての人が安心・安全に暮らせる社会の実現に向けたさまざまな取り組みが進められています。



人権に関する大阪府の取り組み

平成10（1998）年、大阪府は「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みを作り、すべての人の人権が尊重される社会を目標としたこの条例を具体化するために、平成13（2001）年には「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。この基本方針では、「差別のない社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として掲げ、すべての行政分野において、総合的な施策の推進に努めることを定めています。

この基本方針に沿って、人権意識の高揚を図る施策を総合的に推進するために、平成17（2005）年には、「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。この計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」の趣旨に沿った、大阪府の人権教育・人権啓発に関する施策の基本計画の性格も併せ持っています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」に関しては、大阪府においても「大阪府SDGs推進本部」を平成30（2018）年に設置し、推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」を明確化するとともに、各市町村などと共有することで取り組みも始まります。

また、平成27（2015）年には、差別解消についての理解を深める狙いから「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を策定しました。差別の未然防止や個別事案の適切な解決を目的とし、掲載されているさまざまな判例や人権侵犯事件を、大阪府のホームページから閲覧・ダウンロードして活用できる仕様となっています。知識の一方的な伝達だけではなく、心の動きを受け止め、身体を使いながら、解決を進める態度やスキル（技能）を身につける学びの場として、参加・体験型学習（ワークショップ）実施のための、人権教育教材の紹介もしています。

大阪府は、有効的な啓発や対処を行うためにも、これらのガイドラインや人権教育教材の紹介を活用しつつ、さまざまな人権課題に取り組んでいます。

さらに、人権課題が複雑多様化している中、増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、令和元（2019）年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の一部改正、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定されました。

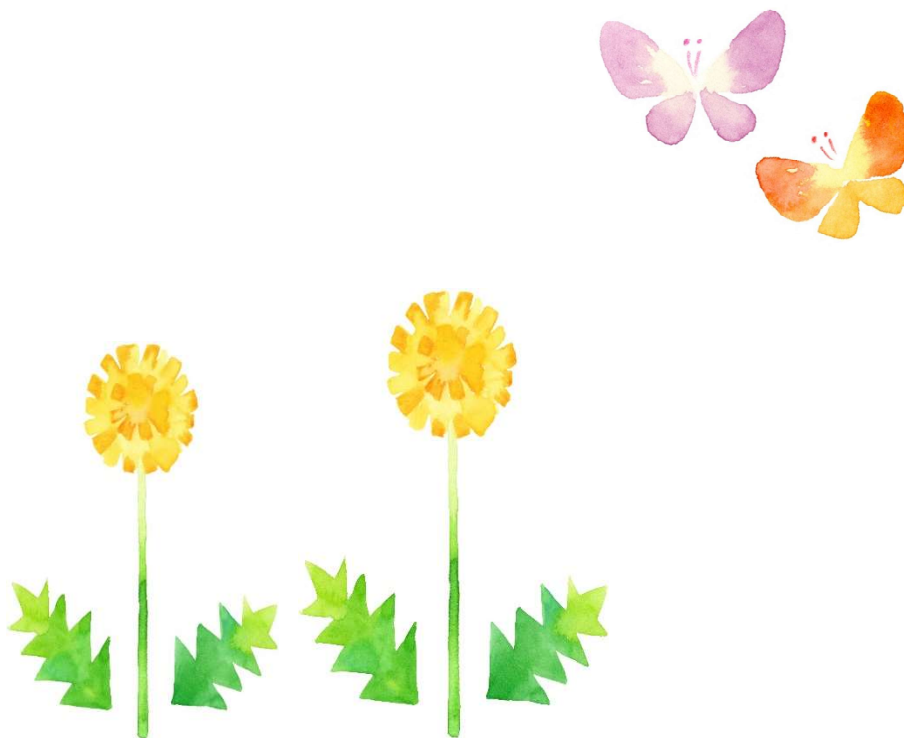
第2章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第五条の規定に基づき策定することから、あらゆる人権侵害をなくすための責務を明らかにし、人権意識の高揚を図りながら、人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

本市では、これまでも「松原市人権尊重のまちづくり審議会」において、社会情勢の変化等を鑑み、本計画を見直しながら、「人権尊重のまち・松原市」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

今後もさらに「松原市人権尊重のまちづくり条例」や、「松原市人権施策基本方針」に基づき、人と人が豊かにつながり、支え合うまちづくりを進めていくために、家庭、地域、学校、職場等における人権教育の充実及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。



2 計画の基本理念

私たちの人権は、すべての人に平等に保障されています。地域社会の中で、他者とのつながりを重んじ、平和で豊かな社会生活を送るためには、一人ひとりがお互いの違いを認めあい、人権課題を正しく理解することが必要です。

市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、偏見を払拭することで、高い人権意識を通して、喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

松原市人権施策基本方針に基づく人権施策の基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される松原市
- 誰もがその個性や能力を活かして、共に暮らすことができる松原市
- 人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づく松原市



○ 人権施策の基本的な5つの視点

- 【1】 お互いの違いを認め合い、尊重しあう
- 【2】 人権・命・心を大切にし、安心して安全なまちづくりを行う
- 【3】 多様性を認めあう、多文化共生の地域社会をめざす
- 【4】 人権擁護に努め、個人情報を適切に取り扱う
- 【5】 人権に関する法律や条約等を理解し、正しく情報を発信する

3 計画の実施期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

4 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成14（2002）年1月	松原市人権尊重のまちづくり条例
平成17（2005）年3月	松原市人権施策基本方針
平成18（2006）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成19（2007）年1月	松原市人権施策行動計画
平成22（2010）年度	松原市人権施策進捗状況調査
平成24（2012）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成24（2012）年3月	松原市人権施策行動計画（改定）
平成28（2016）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成29（2017）年3月	松原市人権施策行動計画（一部改定）

5 「松原市第5次総合計画」

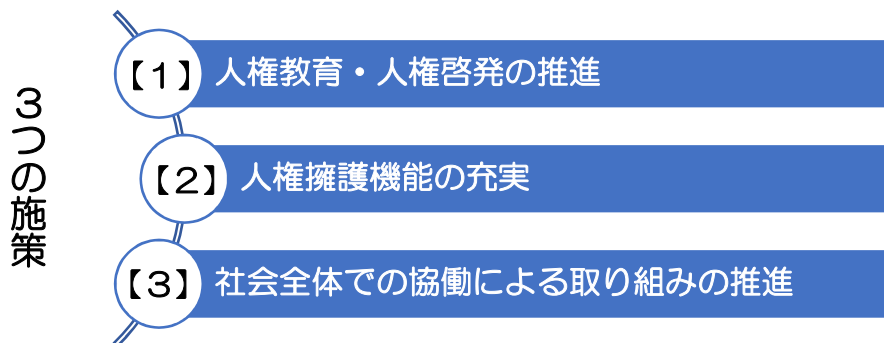
（平成31（2019）年～令和8（2026）年）

本市では、さらなる安心・安全の推進やまちの活力を維持・向上させ、人が輝き、誰もが「暮らしたい」と思える魅力あるまちとなるよう、本市の将来像とそれを実現するまちづくりの方向性を明らかにした松原市第5次総合計画を策定しています。

将来都市像として《みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら》を描き、「安心・安全で活力を生み出すまちづくり」、「人を育て、人が輝くまちづくり」、「魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり」の3つの柱を掲げ、計画を進めています。

その中で、多様化する人権問題においては、柱の1つ「人を育て、人が輝くまちづくり」の基本方針の枠組みで、人権・共生意識の向上により、誰もが認め合う地域をつくるため、人権教育・啓発と人権擁護機能の充実を図っていきます。

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進



【1】 人権教育・人権啓発の推進

本市における人権教育・人権啓発は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年施行）と、本市の教育委員会で策定した「人権教育基本方針」や「人権教育推進プラン」に基づき、以下の3つの柱に沿って進めます。

① あらゆる場面や機会において啓発を進める

人権教育・人権啓発は、家庭・地域・学校・園・職場など、あらゆる場面や機会を捉えて推進することで、一人ひとりの人権意識を育むことができます。そのためにも、教育委員会と協力し、人権問題を捉える感性や人権を重視する姿勢を培います。

② あらゆる成長段階で効果的に行う

幼少期から「生命の尊さや人間として基本的に守るべきルールを醸成する」「豊かな情操や志を育む」「お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす」ことが、その後の成長に応じた人権教育に大きな役割を果たすと考えられます。また、生涯にわたって人権教育に取り組むことで、尊敬・公平・反偏見といった「人権力」を育むことができます。その「人権力」を身につける手段として、各成長段階における効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

③ 知識習得型から実践的な学習の拡充

人権に関する学習を効果的なものとするために、知識習得型学習と併せて、態度や行動につながる実践的学習（参加体験型学習等）を拡充していきます。

人権問題の正しい理解と、他者との交流を通して培うことができる人権感覚を養い、さらなる「人権力」の向上に努めます。

○ 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

生活の基礎的単位である家庭や地域社会は、生涯にわたり豊かな人権感覚を養うための重要な役割を持っています。また、対人関係や集団活動を支えるにあたっては、自分や他者の人権を大切にする自尊感情や、自己肯定感、また他者への理解が大切です。

講座やセミナー等を積極的に実施し、正しい情報を発信することにより、家庭や地域における人権意識のさらなる向上が望めます。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待等の子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備も進めていきます。

取り組みの方向性

- さまざまな人権問題について主体的に捉え、正しい理解と認識を深めるための学習機会（参加型学習等）の充実を図ります。
- 児童虐待、DV等、家庭における人権問題についても、社会問題として捉え、学習・啓発の機会を充実します。
- 家庭や地域で活用できる啓発冊子の充実を図ります。
- 関係各機関や地域、NPO等との連携のもと、人権教育・人権啓発を効果的に進めます。
- 日常生活で読み書きの困難な市民の方への講座等を実施し、学習を通じた社会参加を支援します。
- 各人権課題への取り組みを進める自主的な学習グループを支援します。
- 社会教育関係団体が人権の視点を持って団体活動を展開し、人権課題の解決に向けた学習活動に取り組めるよう、指導者研修の充実と活動を担う指導者の養成を行います。
- 学校・家庭・地域社会の協働による教育コミュニティづくりを推進します。



○ 学校等における人権教育・啓発の推進

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重を重んじる教育を行うことは、大変重要であると考えられます。また、体罰やいじめ等、子どもに対する人権侵害を起こさない指導力も不可欠となります。

本市教育委員会の「人権教育基本方針」や「人権教育推進プラン」に沿って、教育委員会や学校現場、松原市人権教育研究会と連携して取り組みます。

また、市政出前講座等を活用し、子どもたちへの人権教育（保育）を充実していくことで学校職員や児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができます。

さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない・させない意識を高める指導の充実が求められます。

取り組みの方向性

- 人権教育の積極的な推進を図ります。人権教育をすべての学校教育活動の根幹に据え、各発達段階を踏まえて作成した「人権学習プログラム」や「教育事例集」を有効に活用します。
- 教職員自身が豊かな人権感覚を持つように教職員研修の充実を図ります。
- 人権教育を進めるための学校運営体制や研究体制の整備と計画的な推進に努めます。
- 開かれた学校づくりと地域のネットワークを築きます。

「松原市中学校区いきいき事業」による中学校区フェスタ等を実施し、「ひと」「もの（施設）」「情報」が交わり、学校教育と社会教育の豊かな連携による取り組みを推進します。



○ 職場における人権教育・啓発の推進

安心・安全に働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業等の事業所は、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立つ必要があります。一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、職場におけるパワー・ハラスメントはもとより、職場内の仲間はずれやいじめ等があってははいけません。

また、結婚や出産の際に女性が仕事を続けにくい社会環境、職場における差別待遇、採用時の身元調査等の問題がない職場環境をめざす必要があります。

職場における人権研修や教育機会を設け、意識の向上を図るとともに、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進し、働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

取り組みの方向性

- ・ 公平な採用の実施に向け、事業主や雇用者に人権啓発研修を実施します。
- ・ 企業・社会福祉事務所・医療機関を対象とした人権教育や人権啓発を実施します。
- ・ 企業・社会福祉事務所・医療機関の自主的な学習への支援を行います。
- ・ 企業等からの人権教育や人権啓発に関する相談に対応します。また、適切な情報提供や指導者の派遣、学習プログラムを提供します。
- ・ 障害者や高齢者等、就職困難者の就職、就労を支援します。
- ・ 関係各機関との連携を図り、人権教育・人権啓発を効果的に進めます。



【2】人権擁護機能の充実

インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになっています。しかし、一方発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板やSNSでの基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別が多発しています。

市行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、職務にあたらなければなりません。

今後は、個人情報保護の体制強化と、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していくとともに、インターネットやプライバシーの問題に対する相談窓口や支援体制を充実させ、相談窓口や支援制度の情報の周知徹底を図ることが大切となります。

さらに、相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供や、当事者だけでなく、支援者や援助者へのサポート体制づくりが必要です。

1. 人権相談体制の整備と拡充

人権に関する困りごとや悩みがある時、誰もが安心して相談することができる人権相談体制の充実を行います。複雑で多様化する人権課題の解決や保護のために、助言等を行い、適切な専門機関へつなぎます。また、当事者支援だけでなく、相談員などの支援者や当事者を抱える家族などの援助者に対してもサポートに努めます。

取り組みの方向性

- 内容に応じて相談先がわかるような周知を図り、適切な支援が受けられるよう専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために必要な情報提供の充実を図ります。
- 相談員の資質向上に向けた講習会等へ積極的に参加をし、相談体制の充実を図ります。
- 外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。
- 当事者だけでなく、支援者や援助者も包括するようなサポート体制を組んでいきます。

2. 人権擁護・システムの構築

社会が複雑化・多様化する中、各人権課題を横断する事業に対して、迅速・的確に対応するため、相談者の人権擁護・システムの構築を図ります。

取り組みの方向性

- ・ 市民の人権意識向上の促進を図るため、明確な取り組み目標を設定し、講座やイベントの実施を行います。
- ・ 地域で、安心して生活できるよう人権相談の普及と充実を図ります。
- ・ 特に、DV被害や児童虐待などの課題については、国や府、その他の関係機関との連携強化を図り、適切な支援につなげる協力体制を構築します。

【3】社会全体での協働による取り組みの推進

1. 庁内体制の推進

さまざまな人権問題に対応するにあたっては、人権部局だけでなくすべての職員が人権について認識を深めることが必要です。そして、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体の存在意義を理解し、全庁的、横断的な施策を推進します。

取り組みの方向性

- ・ 「松原市人権啓発推進会議」等、人権教育・人権啓発に関する全庁的、あるいは各課を横断したネットワークの構築と充実を図ります。
- ・ 職員の資質向上を図るため、あらゆる機会を捉えて、人権啓発に努めるとともに、日常生活において人権を尊重することができるよう、人権感覚の向上を促進します。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域などとの連携や、協働を支える仕組みづくりを図ります。



2. 市民・企業・NPO・地域等との連携・協働の推進

市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政と相互に連携・協働することで、人権意識を高める取り組みを推進します。

取り組みの方向性

- ・ 人権尊重のまちづくりを進めるために、市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政が、互いの特徴を理解し、それぞれ役割を担いながら、協働で取り組むシステムづくりを進めます。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政が、建設的で良好なコミュニケーションをとりながら人権尊重のまちづくりを進めることができるよう、学習機会の提供に努めます。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政における人権教育・人権啓発の推進を支援します。
- ・ 高齢の方や障害のある人、また子育て家庭など、生活や福祉、健康・医療に関するさまざまな課題を抱える人の悩みや困りごとの相談に応じ、解決に向けての相談や支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内2ヶ所（社会福祉協議会・人権交流センター内「ぬくもり相談室」）に配置しています。

3. 多文化共生社会の実現

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省 多文化共生に関する研究会報告書2018）です。

松原市にはさまざまな人が暮らしており、お互いの異なる考え方や生き方を認めあうことで、みんなが安心して住みやすい松原市を作ります。

また、地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の方々の参画で選択していかなければなりません。市民と共に知恵を出しあい、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認めあい、多様性を尊重しながら生活することができる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重できるまちをめざすために、社会全体で取り組みを推進していきます。

第4章 重要課題と取り組みの方向性

1 同和問題（部落差別）

現状と課題

同和問題（部落差別）は、わが国の歴史の中で形成された、わが国固有の人権問題です。本市では、「同和对策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法に基づいて、各種対策事業に取り組み、地域住民の生活環境の改善や教育文化の向上など、着実に成果を上げてきました。

また、日本国憲法は、「基本的人権の尊重」を重要な柱としているため、「特別措置法」が終了した後は、一般施策による的確な視点を持って同和問題の早期解決をめざし、同和地区と周辺地区が一体となったまちづくりを推進することで、地域環境や事業の必要性を的確に把握することに努め、主体的に施策を実施していかなければなりません。

しかし、2018年度実施の市民アンケート調査によると、「同和地区に対する差別があると思いますか」という問いに対し「そう思う・まあそう思う」と答えた人が32.1%もあり、今なお深刻な差別の実態が残っています。

また現在でも、戸籍等の不正取得による身元調査や、同和地区出身という理由で結婚等を断られるといったことや就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事象のほか、インターネット上で同和地区の所在地の公表や、個人情報が無断で公開される等、広範囲に拡散されるといった悪質な差別事象が起きています。

さらに、同和問題を口実にして、企業や官公庁などに対して不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因になっています。

国は、平成28（2016）年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を施行し、現在も部落差別が存在すると明記しています。同法の趣旨を踏まえ、部落差別のない社会を実現していくために、今なお部落差別が解消するには至っていないという現実を真摯に受け止め、国や府とも連携をしながら、相談体制の充実や教育・啓発に取り組んでいかなければなりません。



松原市の取り組み

○ 更池識字学校・“で愛”教室

部落差別や戦争、貧困により学校へ通えず文字を奪われてきた人たちが、自ら文字を取り戻そうとする活動があります。松原市では昭和44（1969）年、学習の場として「更池識字学校」が始まり、令和元（2019）年で50周年を迎えました。現在では、外国籍住民も一緒に、文字の習得や日常生活に必要な計算、パソコンなどのIT機器を使った学習など、今日の社会生活で役立つ技術を身につける場となっています。

また、平成2（1990）年の「国際識字年」をきっかけに、平成3（1991）年には、公民館の仲間づくり活動の一環として“で愛”教室が始まりました。この教室では文字の読み書きに困っている人や、外国籍住民が、同じ教材を使って共に識字を学んでいます。

○ 啓発絵本『みんなに伝えたい』の作成・配布

平成17（2005）年に、「識字」をテーマにした絵本『みんなに伝えたい』を作成しました。この文章は、更池識字学校へ通う人が自らの体験や思いを執筆した作品であり、第26回部落解放文学賞を受賞しました。その受賞した部分を抜粋して絵本にし、配布を行っています。

○ 総合相談事業、人権相談事業

はーとビュー（人権交流センター）において、さまざまな悩みや問題解決の支援を行うため、4つの分野（人権・就労・進路・総合生活相談）に分け、相談窓口を設けています。また、市内公民館における巡回相談を実施しています。

市役所においては、人権擁護委員による人権相談を実施しています。

○ 人権市民セミナー

本市では毎年、同和問題についての連続講座を実施しています。

同和問題の解決に向けて、正しい知識と理解、人権意識の高揚が不可欠であることから、参加型で交流を深める形式で実施しています。

○ 職員研修の開催

市の職員として、同和問題の正しい知識と理解を習得することを目的に研修を実施しています。研修を通して、基本的人権の尊重や部落差別を許さないという意識を深める機会としています。



今後の方向性

憲法を基本理念として、「松原市人権尊重のまちづくり条例」、「松原市人権施策基本方針」、「松原市人権施策行動計画」に基づき、同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消推進法」の趣旨を広く市民に周知するとともに、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、学校教育・社会教育において人権教育として同和問題に関する学習を推進します。

同和問題の早期解決に向け、啓発冊子やチラシ・ポスターの掲示・配布、セミナーの実施などの啓発事業や人権相談事業に取り組み、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

はーとビュー（人権交流センター）については、人権意識を高めるための学習や地域交流活動の場として、積極的な活用を図ります。

さらに、部落差別解消法では、部落差別の実態に係る調査は、地方公共団体の協力を得て国が行うと規定されており、本市においても同和問題をはじめ、人権全般の課題解決に向けて、国や府と連携して取り組んでいきます。



国・大阪府の取り組み

「同和対策審議会の答申」

昭和 40（1965）年に答申。同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められました。

「大阪部落差別事象にかかる調査等の規制等に関する条例」

昭和 60（1985）年に施行、平成 23（2011）年一部改正。部落差別事象の発生を防止することによって、府民の基本的人権を擁護することを目的としており、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や、土地に関する調査を規制しています。

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」

平成 10（1998）年に施行。人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みを作り、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、制定されました。また、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図るため、令和元（2019）年に改正を行い、府の責務に加えて、府民及び事業者の責務が追加されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成 28（2016）年に施行。部落差別は許されないという認識の下、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査が明記されています。

【市民アンケート結果】

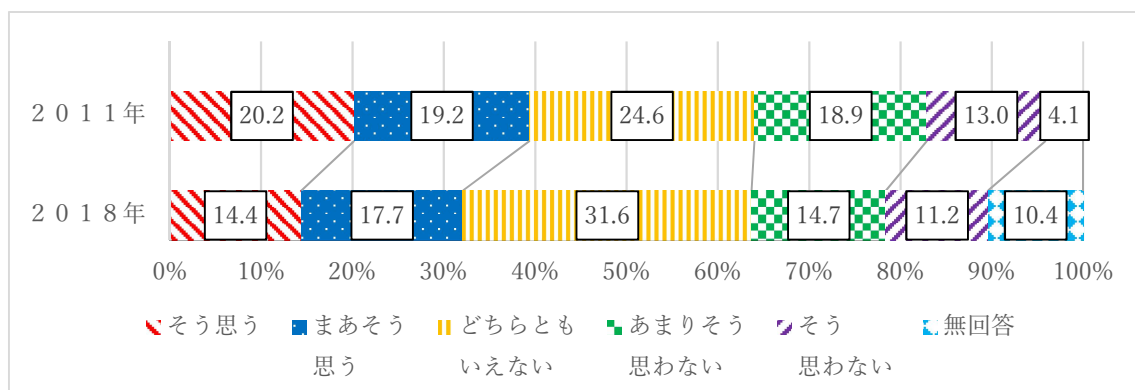
※ 平成23（2011）年度及び、平成30（2018）年度に実施の市民1000人アンケートより抜粋

回答者数：平成23（2011）年 386人
平成30（2018）年 402人

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

同和地区に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』 『まあそう思う』 は、39.4%から、32.1%に減少。

『あまりそう思わない』 『そう思わない』 は、31.9%から、25.9%に減少。

『どちらともいえない』 『無回答』 は28.7%から42.0%に増加。

2 女性

現状と課題

わが国では、個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきましたが、現実には、女性に対するDVやストーカー行為、若年女子に対するデートDV・性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント問題など、深刻な暴力が多発しています。

また、就労における雇用形態や、医学部入試での合格基準設定の問題といった事例にもあるように、女性だからという理由で不利になることや、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえ、男女差別の意識が社会に根強く残っていることを示しています。世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数でも、2018年の日本の総合スコアは、0.662点で、149ヶ国のうち110位とかなり低いものとなっています。

性別を問わずすべての人が、その個性と能力を十分に発揮し、仕事、家庭、地域において、自分らしく暮らせる社会を実現していかなければなりません。

今後も、女性の社会参画を促進するための教育や啓発活動を、さらに進めていかなければなりません。

※ ジェンダーギャップ指数…経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。



松原市の取り組み

松原市では、平成27(2015)年4月に「男女輝きまちづくり条例」を施行、平成31(2019)年4月に「第4期まつばら男女かがやきプラン」を策定し、『誰もがいきいきと活躍できる松原市』をめざして3つの「基本課題」に沿った施策を進めていきます。



基本課題1. あらゆる分野における女性の活躍推進

女性が家庭や職場において、意欲を持って活躍できる社会の実現に向け、支援の整備や多様な働き方についての啓発・情報発信に取り組んでいきます。



○ 女性の起業応援事業

女性の起業応援を目的としたセミナーや、起業相談の実施を定期的に行い、就労・能力開発・再就職するための支援も充実させます。

基本課題2. 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

毎年、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、パネル展や市民向けセミナーの実施をしています。夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、女性の人権を著しく侵害する被害の根絶に努めます。また、女性相談や自立支援の充実を図り、安心して暮らせる社会の実現をめざします。



基本課題3. 男女共同参画意識の醸成

それぞれのライフスタイルを見直しながら、男女平等意識を学習し、対等な立場の構築を図りながら、家族・地域での支え合いによる共助社会の実現に取り組んでいきます。市民アンケート結果においても、女性に対する差別があると思うと答えた方が44.5%と非常に高い割合となっています。男女の平等意識を育てる教育や学習の推進を積極的に行うとともに、地域での支え合いによる共助社会の実現に努めます。



今後の方向性

本市では、はーとビュー（人権交流センター）内の男女共同参画センターを拠点とし、男女共同参画事業を推進していきます。基本課題に沿ったセミナーやイベント等の実施をするとともに、SNS等を活用して情報発信も行っていきます。

また、女性相談の充実を図り、人権侵害防止及び被害者の自立支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点で活動しているNPO法人団体と連携を深めながら、定期的な取り組みを実施し、さらなる男女共同参画事業の発展を図っていきます。



国・大阪府の取り組み

「国際婦人年」

国連では、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

「女子差別撤廃条約」

この条約は、職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習なども見直していくことを規定しており、昭和54（1979）年に採択し、日本は昭和60（1985）年に締結しました。

「男女共同参画社会基本法」

平成 11（1999）年施行。男女共同参画に関する基本理念や方向性が示されるとともに、「男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国社会の最重要課題である」とされ、この法律に基づき、男女共同参画基本計画を策定しています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

平成 27（2015）年施行。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的としています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

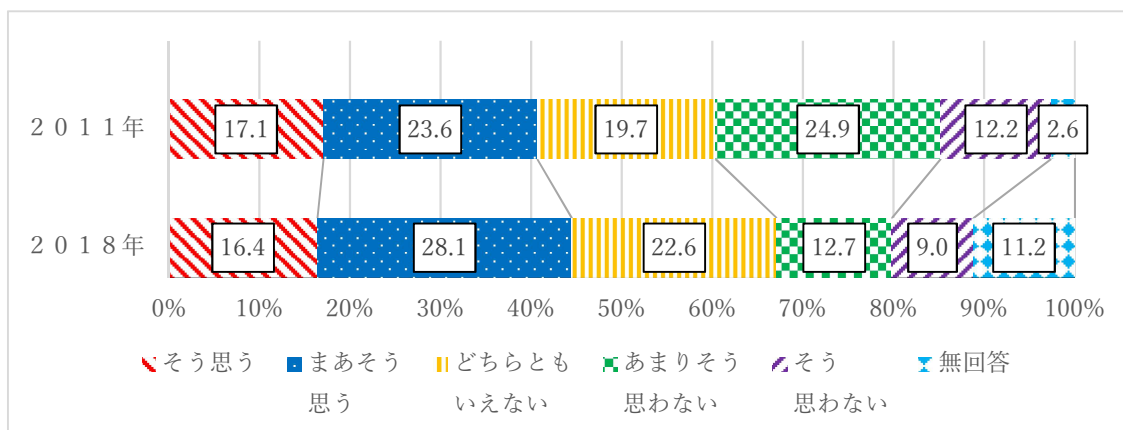
平成 13（2001）年施行。配偶者からの暴力の定義、保護命令制度などを定めています。平成 26（2014）年には生活の本拠を共にする交際相手を法の適用対象に追加するなど、不断の取り組みが行われています。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

女性に対する差別

（2011 年と 2018 年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は、40.7%から 44.5%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は、37.1%から 21.7%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は 22.3%から 33.8%に増加。

3 子ども

現状と課題

人が人として生きる権利は、すべての人が持っているものであり、大人も子どもも、その重みは変わりません。すべての子どもたちが大切に育てられ、一人の人間として尊重されなければなりません。

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、平成 31（2019）年で 30 周年を迎え、現在では、この条約の締約国・地域は 196 に上り、世界でもっとも広く受け入れられている条約の一つです。この条約では、すべての子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」であると位置づけられています。

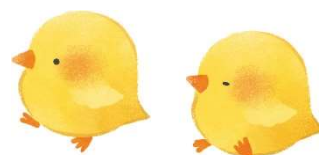
しかし、子どもを取りまく環境として、いじめ・体罰・自殺・不登校の問題や、児童虐待、子どもの貧困といった深刻な社会問題が実在しています。

また、情報社会の急速な発達と比例して、インターネット上での人権侵害も増加し、重要な課題となっています。

本市で実施している「松原市子どもの生活に関する実態調査（H28 年度）」のクロス集計によると、困窮度が高くなるほど、①母子世帯やひとり親世帯の割合が高い ②基本的な生活習慣が安定していない ③勉強時間が少なく、学習の理解度が低い ④孤立している、といった特徴があり、支援が必要な世帯を早期に把握し、適切な支援を行うことが不可欠となっています。

こうした状況の中、子どもの貧困対策として、「子ども食堂」という活動が、全国的に広がっています。本市でも民生委員や地域の NPO 団体等の協力のもと 13 カ所開設しており、子どもたちの「食」や「学力」を大切にするだけでなく、子どもたちを中心においた地域のコミュニティづくりの場となっています。

幼少期だけでなく、成人を迎えるまで次代を担う子どもたちが、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を身につけ、「豊かな人間性」を持ち、たくましく生きるための「健康・体力」からなる「生きる力」の基礎を身につけるよう、子どもの学ぶ権利や機会を守っていかねばなりません。





松原市の取り組み

松原市子ども・子育て支援事業計画

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としながら、環境整備に努めます。

○ 松原市地域子育て支援センター

市内に9か所の拠点があります。生後3か月から未就園の子どもと保護者を対象に、育児相談や親子での遊びの交流や情報の提供を行っています。

○ 子育て支援包括支援センター

妊娠期から出産期、子育て期における切れ目のない支援を行う相談窓口です。

○ こんにちは赤ちゃん訪問

市内在住（里帰りされている方も含む）の生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を訪問し、健診や相談活動を行っています。

○ 一時保育

就学前の児童を対象に、市内の保育所や認定子ども園において、一時保育利用を行っています。

○ 青少年の健全育成事業

・留守家庭児童会室

保護者等が就労や疾病などにより、放課後や長期休業中に留守家庭となる小学生児童を対象に、各校の空き教室を利用して、安心して活動できる場を提供しています。

・居場所提供事業「子ども広場」

放課後や長期休業中に、市内小学校児童を対象に「子ども広場」を開設します。活動場所として、はーとビュー（人権交流センター）を提供しています。

〔いじめ・不登校対策事業の啓発〕

○ 児童・生徒理解活動（心の教育）推進事業

各小中学校にて「ハートフルふれんど」として、退職教員や学生ボランティアを派遣し、不登校児童生徒のお迎えや、別室対応の補助指導を行います。

○ チャレンジルーム

各小中学校に在籍する不登校児童生徒が通うことができる教育支援センター「チャレンジルーム」を開設し、個々の実態に合わせた支援を実施しています。

○ スクールサポーター

小中学校におけるいじめの早期発見・早期対応と未然防止及び学習指導に対する支援活動の役割を担うものとして、大学生等のボランティアによる教育活動支援員「スクールサポーター」を派遣し、教育活動の円滑な実施を支援しています。

○ 若者自立支援事業

社会や学校、家庭の中で居場所がないと感じる青年のための居場所づくりをしています。臨床心理士による相談やカウンセリングにより、自立に向けた支援を行っています。

〔児童生徒のSOSの出し方に関する教育〕

○ こころの健康促進講座

「自分のことを大切に」～こころの声を聞いてみよう～をテーマに、自分のこころに向き合う講座を実施しています。ストレスとの因果関係や、セルフコントロール法を紹介し、みんなで深めていきます。また、しんどくなった時には、ひとりで抱え込まずに相談することの大切さも伝えています。

〔セーフコミュニティ活動〕

○ ISS（インターナショナル・セーフスクール）

体及び心のケガの原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動であり、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証の一つです。児童・生徒が主体となり、校内でのけが調べや、安全マップの作成、ポスターの掲示などを行っています。安全な学校づくりをすることによって、体及び心のけがの原因となる事故、いじめ、暴力を予防します。

※ 本市では、平成 27（2015）年より、布忍小学校、中央小学校、松原第三中学校の 3 校でスタートし、平成 29（2017）年、事前指導を受け、国際認証を受けました。この ISS の取り組みは、松原市内全域の小中学校に広がり、意欲的に継続して進めています。



今後の方向性

すべての子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに成長することができるよう、新たな課題や社会情勢の変化に対応した施策を進めていかなければなりません。

昨今、重要視されている子どもの貧困問題に対しては、地域の NPO 団体等地域コミュニティと協働しながら、子どもの居場所づくりを進めます。

また、どの子どもたちも毎日、安心して学校に通えるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家による学習や生活支援のサポートを充実させる等、教育委員会と連携をしながら、教育環境の整備を行うとともに、こころの健康づくりも推進していきます。

子どもたちが、かけがえのない社会の宝として保護・養育されるための幅広い支援の実施や、地域のコミュニティづくり（地域力の向上）を進めていきます。



国・大阪府の取り組み

「児童の権利に関する条約（子ども権利条約）」

18 歳未満の児童（子ども）を対象とし、子どもを権利の主体と位置づけ、平成 6（1994）年に批准しました。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。

また、下記のような法律も施行し、さまざまな施策を推進しています。

- ◆ 権利の主体とするために…「改正児童福祉法」
- ◆ 虐待から守るために……「児童虐待の防止等に関する法律」
- ◆ いじめから守るために……「いじめ防止対策推進法」
- ◆ 貧困から守るために……「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

「大阪府子ども総合計画」

次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢を育むことができる大阪の実現をめざして策定されました。

その他の施策

「大阪府子ども条例」

「大阪府子どもを虐待から守る条例」

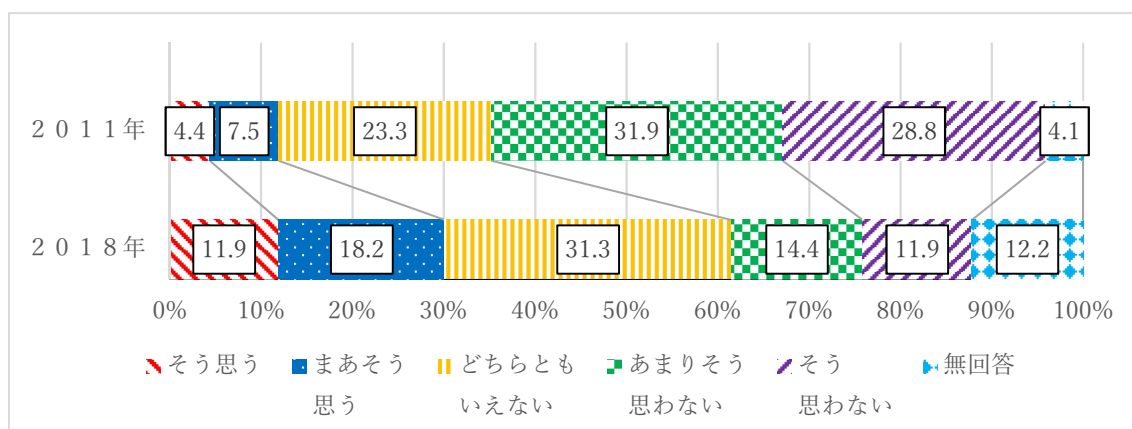
「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

子どもに対する差別

(2011年と2018年の比較)



『そう思う』『まあそう思う』は11.9%から30.1%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は60.7%から26.3%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は27.4%から43.5%に増加。

4 高齢者

現状と課題

近年、わが国では高齢化社会が急速に進み、日本の高齢者人口は 3,588 万人に達しています。それに伴い、認知症高齢者数や高齢者に対する虐待件数の増加、介護需要の高まりなど、さまざまな高齢者問題が深刻化しています。また、介護者の負担も大きく、介護者を支援する対策も併せて必要となっています。

そのため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が求められています。また、認知症になっても自分らしく地域で暮らし続けるための認知症ケアのサービスや、介護者を支えるサービスについて、企業や関係機関とともに連携し、対策していくことが不可欠です。



松原市の取り組み

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進め、さらに、中核となる地域包括支援センターの強化を通し、介護者の負担軽減を図る支援につなげていきます。また、高齢者に対する虐待防止の取り組みとして、早期発見と対応ネットワークの構築、認知症・虐待の正しい理解への啓発として、認知症サポーター養成講座の実施及び成年後見人申立制度の活用による権利擁護に向けた取り組みを行っています。その他、社会活動参加の機会として、65 歳以上の高齢者による介護予防支援きらり活動員（ボランティア活動員）の育成等を実施しています。



○ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、高齢者を地域で支える仕組みの一つとして取り組んでいます。

通常の講座のほかに、出張講座を行っており、平成 31（2019）年 3 月末時点では 8,084 人が受講されています。

○認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、「松原市認知症初期集中支援チーム（オレンジまつばら）」を配置し、認知症サポート医との連携を図り、支援しています。



・認知症地域支援・ケア向上推進事業

医療・介護等の連携強化による、地域の支援体制構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、認知症に関するサポートブックの作成や配布、講演会等を実施しています。



○「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク事業」への参画

一人歩きの高齢者が行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに、その行方不明者の特徴などを協力機関（市内公共施設・介護事業所など）に情報提供し、速やかに発見につながるネットワーク体制を今後も強化していきます。

また、広範囲でも対応できるよう南河内圏内の市町村で構成される徘徊高齢者SOSネットワークに加盟し、さらに、同ネットワークに登録されている高齢者にQRコードを配布、早期発見につなげられるよう連携を図っています。



○元希者（げんきもん）エクササイズ

市制施行60周年記念事業として、健康寿命を延ばし、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、「セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会」における転倒予防の取り組みにあわせて、松原市老人クラブ連合会（元希者クラブ松原）、阪南大学、松原市との協働で考案したものです。



今後の方向性

本市では、比較的多数の高齢者の方が意欲的に社会参加されていますが、すべての方が生きがいを持ち、社会活動に参加する機会が確保されるよう努めていく必要があります。そのため、「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、一人ひとりが地域と関わり、孤立しない、安心して生活することが出来る社会をめざし、持続可能で適切な支援を進めていきます。



国・大阪府の取り組み

「高齢社会対策基本法」

平成 7（1995）年に施行。高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことが出来る社会の構築が必要であると示されています。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」

平成 18（2006）年に施行。国と地方公共団体、被虐待高齢者の保護措置、擁護者への相談・指導・助言などの支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的としています。

「大阪府高齢者計画 2018」

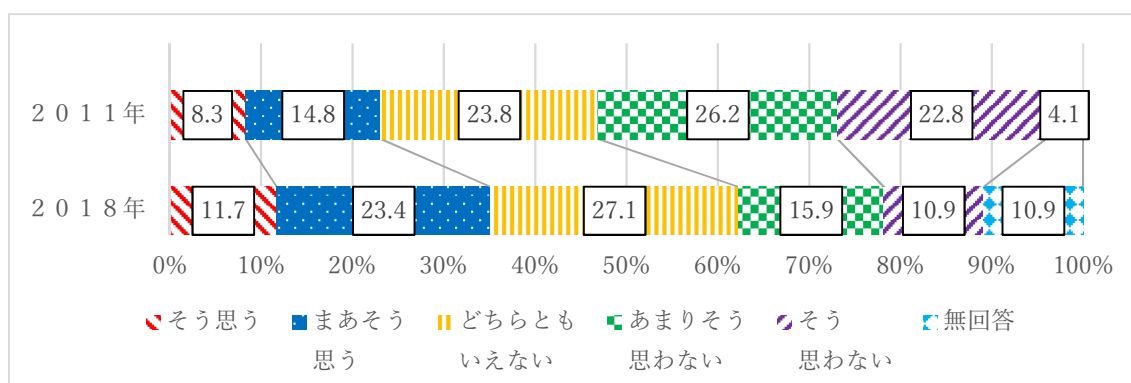
認知症サポーターの養成や、関係機関や団体と連携しながら高齢者虐待の防止、市町村・地域包括支援センター職員などに対して研修、専門相談窓口の設置などを実施しています。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

高齢者に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は、23.1%から35.1%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は、49.0%から26.8%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は27.9%から38.0%に増加。

5 障害のある人

現状と課題

障害のある人とは、身体障害（H I V感染者を含む）・知的障害・精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）や難病があるため、継続的に日常生活又は在宅生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

平成 30（2018）年版の障害者白書によると、国民の 7.4%に何らかの障害があるとされており、国民の 14 人に 1 人という割合です。

また、誰もが障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

これまで、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。これを「個人モデル」といいます。

しかし、今では、社会が「障害」を作り出しているのだから、社会がそれを取り除いていかなければならないという考え方が浸透しています。これを「社会モデル」といいます。

市民アンケートからもわかるように、54.2%の人が障害のある人に対する差別があると認識しています。すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を享受することができる社会の実現に向け、社会全体の意識改革が必要です。

そのためには、社会に存在する「物理面のバリア」、「制度面のバリア」、「文化・情報のバリア」、「こころのバリア」を取り除くとともに、障害のある人に対する理解と支援を深めていくことが必要です。



松原市の取り組み

「松原市第 3 次障害者計画」に沿った 3 つの目標

- ① 地域で自立して生活できるまち
- ② 自らの能力を発揮して自己実現できるまち
- ③ 快適で安心して暮らせるバリアフリーのまち

を掲げ、次の施策を実施しています。

○ 個人に合った支援をプランニング

障害に係る相談を相談支援事業所に委託し、個人に合った支援を行います。



○ 地域活動支援センター

利用者に対して、創造的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行います。



○ 家族の会への支援

会員相互による情報交換や、関係機関による講習会等を実施しています。



○ 楽しい会

福祉会館において、ひきこもりがちな障害者に対して声掛けを行い、交流会を開催します。



○ 市政出前講座「人権総合学習」

毎年、市の事業として「人権総合学習」を実施しています。小学校を対象に、出前講座として、障害者スポーツである「車椅子バスケットボール」と「ボッチャ」の体験学習を行っています。障害の有無に関わらず、スポーツを通して、障害を身近なこととして考えるきっかけとしています。



○ 親と子でよむヒューマン絵本『ともだち』の作成・配布

幼少期の子どもが親と一緒に人権意識を身につけるために、毎年1冊、市内の高校生と共に人権啓発の絵本を作成し、市内の幼稚園、保育園、小中学校、各公共施設、イベント時に配布しています。

平成29(2017)年度は「障害」をテーマにした作品『ともだち』を作成し、簡単な手話の掲載や、一部の絵本には点字シートの貼付をしています。



今後の方向性

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」に基づき、すべての人が社会の中で基本的な人権を尊重されるという理念の実現をめざし、上記事業の実施や、行政が率先・垂範して『合理的配慮の提供』に努めるとともに、地域で活動する団体等と連携しながら取り組みを進め、インクルーシブ(包括的)な社会の実現をめざしていきます。



※ 合理的配慮とは、障害のある人から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過重な負担のない範囲で対応することをいいます。

◆ 合理的配慮の提供の例

- 車椅子の高さに合わせて机の高さを調整する。
 - 目の不自由な人のために音声ガイドや点字付きのメニューを用意する。
 - 知的障害のある人のために分かりやすい図などを用いて説明する。
- など

合理的配慮の提供に当たっては、一方的な判断をすることなく、障害のある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

国・大阪府の取り組み

「第4次大阪府障がい者計画」

平成24（2012）年に策定。「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障害者の地域での自立と社会参加の実現をめざしています。

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」

平成18（2006）年12月に国連総会にて全会一致で採択されました。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を定める条約です。日本は平成26（2014）年に条約を締結しました。

「障害者基本法」

昭和45（1970）年に心身障害者対策基本法として、障害者の自立や社会参加を支援するために施行。その後、平成5（1993）年に、障害者基本法に名称変更されました。すべての障害者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示しています。また、平成16（2004）年には障害を理由とする差別の禁止規定が追加されました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

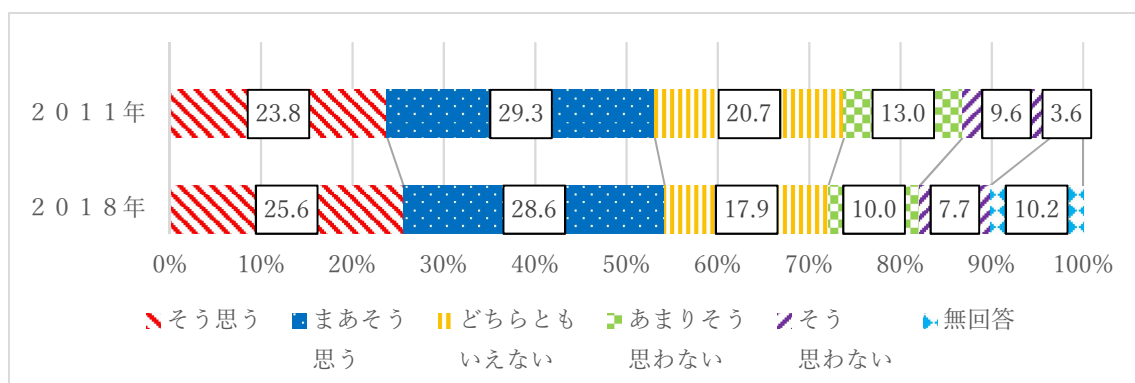
平成 28（2016）年に施行。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが順守されるための具体的な措置等を定めています。また、行政機関等及び事業者に対し障害者差別解消に向けた取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取り組みを促しています。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

障害者に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は53.1%から54.2%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は22.6%から17.7%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は24.3%から28.1%に増加。

6 外国人

現状と課題

現在、わが国には、国籍や民族に関わらず、さまざまな国籍の人や外国にルーツのある人が暮らしており、留学生も多数来日しています。また平成31（2019）年4月に「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことにより、外国籍住民の増加が見込まれています。

そのような状況の中、外国人であることを理由にした入居・入店の拒否や、賃金や労働時間が日本人と異なる不利益な扱いなどの事例が起っています。

また、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチがあります。加えて、差別的な内容を街中に張り紙や落書きしたり、インターネット上に書き込みしたりする行為が問題視されています。これらの行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

社会がグローバル化した現在、国籍や民族、言語、文化などが異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な関係で共に生きる「多文化共生社会」を築くことが必要です。そのために、円滑なコミュニケーションを取れるようにする取り組みや、多言語に応じた情報提供を行います。



松原市の取り組み

本市には、市民の約100人に1人の割合で外国籍住民が暮らしています。

在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、在学（園）している歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、主に学校における国際理解教育の推進や、外国籍住民の生活支援としての事業を実施し、地域で安心・安全に生活できるように取り組んでいます。

また、諸外国の異なる文化や習慣等を理解し、交流を通じて国際的な視野を広げ活躍する人材の育成などの取り組みを行っています。

○ 日本語読み書き教室

日本語で「読むこと・書くこと・話すこと」が難しい人のために、「日本語読み書き教室」を開催しています。

◆ 国際広場 “もめん”

日本語を話すこと、読み書きすることが堪能ではない人のために学習の場を提供しています。言葉が通じないこと等により、地域や家庭で孤立してしまわないよう、交流の場としても開設しています。

◆ “で愛” 教室

日常生活において日本語の読み書きに不自由している人を対象に、小学校程度の読み書きや計算などの学習を目的として開設しています。



その他にも、市役所では下記のことを行っています。

- 外国籍住民のための相談窓口
- 各種案内の翻訳や窓口手続きをする際の通訳
- 日本の文化に触れるさまざまなイベントの開催
- 諸外国の異文化や習慣等を理解し、活躍する人材の育成



○ 教育現場での日本語指導・翻訳

市内の小学校・中学校において、外国にルーツのある児童・生徒を対象として日本語教室を実施しており、日本語の習得や日本の文化について学習します。

また、運動会等において、翻訳ボランティアによる複数の言語でのアナウンスの実施や、保護者へのお知らせ等の翻訳も行っています。



今後の方向性

「多文化共生社会」を築くためにも、歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、諸外国の異なる文化や習慣等、多様性を理解するための取り組みを行っていきます。また、多言語による情報提供や、外国籍住民の生活支援として、相談、通訳、翻訳事業、日本語教室等を行っていきます。



国・大阪府の取り組み

「大阪府在日外国人施策に関する指針」

すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍・民族などの違いを認め合い、共に暮らすことのできる共生社会の実現をめざすため平成 14（2002）年に定められました。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」

平成 28（2016）年施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて基本理念や基本施策を定めています。

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）

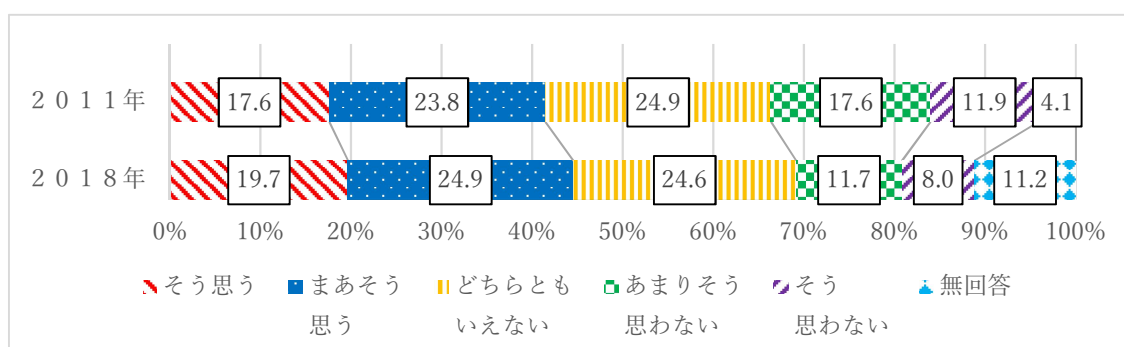
令和元（2019）年に施行。府民一人ひとりが社会の一員として解決すべき課題であることの共通認識を持ち、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成することを目的としています。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

在日外国人に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』 『まあそう思う』 は 41.4%から 44.6%に増加。

『あまりそう思わない』 『そう思わない』 は 29.5%から 19.7%に減少。

『どちらともいえない』 『無回答』 は 29.0%から 35.8%に増加。

7 ハンセン病回復者・HIV感染者等

現状と課題

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる感染症です。病原性は非常に低く、感染してもほとんど発症しません。まれに免疫力の弱い人が感染し、発症することがありますが、現在では、優れた治療薬が開発されており、早期治療により後遺症を残さず治る病気となっています。

しかし、わが国では、明治時代にハンセン病は重篤な感染症であるとして、明治40（1907）年に「らい予防法」を制定し、強制的な隔離政策を行いました。平成8（1996）年に廃止されるまでの長い間、患者とその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

このような中、ハンセン病療養所の入所者で起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」により、平成13（2001）年に国が原告の主張をほぼ認めた判決が出され、患者の方々の全面的な解決に向け動き始めました。

また、平成21（2009）年4月には、「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」が施行され、ハンセン病に罹患していることを理由として、差別してはいけないと明記されました。過去の過ちを繰り返さないように、私たちは回復者の方が良好かつ平穏な生活を営むことができる社会の実現に向けて努めなければいけません。

この他に、世界的な感染症としてHIV（エイズウイルス）があります。感染経路としては性的感染、血液感染、母子感染の3つで、身体に触れることや、せき・くしゃみ、空気や水などの日常生活での接触では感染しません。仮にHIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能です。

しかし、HIVについても、病気に対する誤った知識から、社会の偏見や差別意識を助長し、迫害されてきた経過があり、今なお、就職拒否や入居拒否、医療機関での差別的な対応や診療拒否などの人権侵害が起っています。

このように、誤った認識による偏見や差別により、迫害をうけることのないよう正しい知識の普及・啓発に努めていかなければなりません。



松原市の取り組み

○ ハンセン病問題講演会

大阪府で毎年、ハンセン病問題の解決を目的とした講演会を実施しており、本市においても、ハンセン病問題講演会実行委員会に参加し、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、講演やパネルディスカッションをきっかけに、一人ひとりがハンセン病問題について何ができるかを考える機会としています。

○ 啓発冊子の配布

国や府、関係機関が作成した啓発冊子の配布を行い、ハンセン病やHIV感染症についての正しい知識の普及を図ります。

今後の方向性

ハンセン病については、これまでのハンセン病対策の誤りを二度と繰り返さないことが大切です。

HIV感染者等については、差別や偏見を受けることなく、安心して治療を受け、生活できる社会づくりが必要です。

これらの問題については、根強い偏見と差別を払拭し、安心して生活できる社会を築けるよう、正しい知識の普及・啓発を行います。

国・大阪府の取り組み

「らい予防法の廃止に関する法律」

平成 8（1996）年に施行。明治 40（1907）年から続いた強制的な隔離政策が廃止されました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

平成 11（1999）年に施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）等感染者の人權に配慮した施策の推進を基本理念としています。

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」

平成 13（2001）年に施行。入所者等の名誉回復等を国が行うことになりました。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」

平成 21（2009）年に施行。ハンセン病を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを規定しています。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（強制不妊救済法）」

平成 31（2019）年に施行。「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に定められた旧優生保護法の下でハンセン病患者や障害のある人などに行われた不妊手術に対するの救済法です。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）」

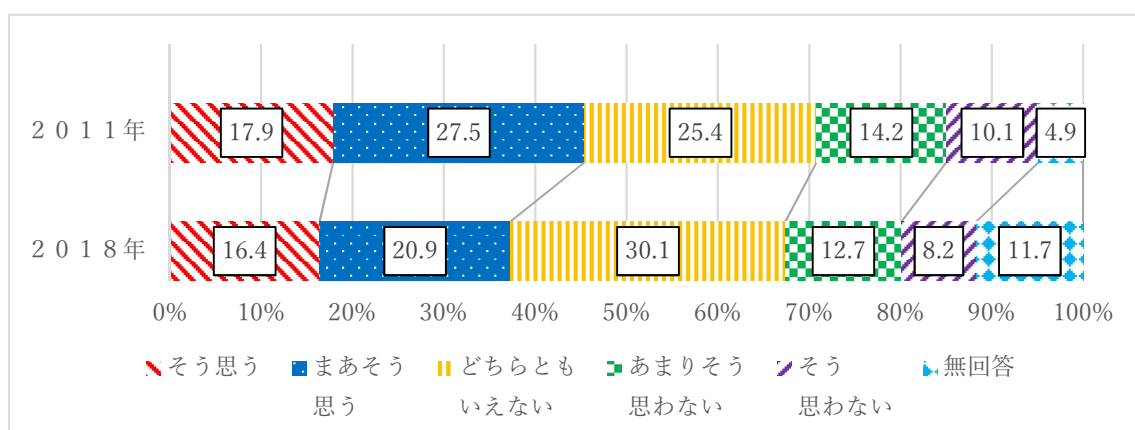
令和元（2019）年に施行。国の誤った隔離政策で差別を受けた、ハンセン病元患者の家族を救済するため、最大 180 万円を支給する補償法です。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

HIV 感染者やハンセン病などの 病気にかかった人に対する差別

（2011 年と 2018 年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は 45.4%から 37.3%に減少。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は 24.3%から 20.9%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は 30.3%から 41.8%に増加。

8 性的マイノリティ

現状と課題

人間の性のあり方（セクシュアリティ）は、4つの要素から構成されています。これらの組み合わせはとても多様で、どちらか一方にはっきりと分けられるものではありません。

① 身体の性

- ・ 生物学的な性。戸籍上の性。

② 心の性

- ・ 自分が認識している性。

③ 好きになる性

- ・ 恋愛感情や性的関心をもつ性。

④ 表現する性

- ・ 言葉づかいや服装、しぐさ等において自分を表す性。

この4つの要素にはグラデーションがあり、いろいろな形が存在します。そして、性的マイノリティを代表する例としてLGBTがあげられます。

この言葉は、「L」レズビアン（女性の同性愛者）、「G」ゲイ（男性の同性愛者）、「B」バイセクシュアル（両性愛者）、「T」トランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとった略語です。

また、「性的指向」や「性自認」がはっきりしない人など、LGBTの範疇に含まれない人もいます。そのため、すべての人が持っている性のあり方として、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が使われることもあります。

平成16（2004）年、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、一定の条件を満たす人について、戸籍の性別変更が可能となりました。

そのような法整備が進む一方で、会社や学校、家庭内などで噂や揶揄によって傷つけられたり、本人の了承なく性的指向・性自認を暴露されたりする（ア

ウティング)といった偏見や差別に苦しむ人々がいます。令和元(2019)年には、トランスジェンダーの人が勤務先でアウティングされ、精神的な苦痛を受け、訴訟を起こした事例もあるように、「世の中の大多数を占める人の性自認が正しい」という誤った認識が社会全体に深く根付いています。

偏見や差別により傷つけられることなく、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現をめざしていかねばなりません。



松原市の取り組み

○ 人権市民セミナー

市民向けに連続講座を実施しており、「性的マイノリティ」に関する内容も取り上げています。正しい知識と理解をもって、家庭教育の中で子どもたちに伝えていけるよう、子育て中の保護者に向けてセミナーの実施をしています。



○ 職員研修

市民と接する機会の多い市の職員が、「性的マイノリティ」の人々に対し、偏見を抱かず、正しい知識と理解を持って対応することができるよう研修を行っています。



○ 講演会(人権を考える市民の集い、南河内人権啓発推進大会)

平成29(2017)年の「人権を考える市民の集い」では、平成28(2016)年に戸籍を女性へ変更し、タレントやアーティストとして活躍しているKABAちゃんを、平成31(2019)年の「南河内人権推進大会」では、「ミス・インターナショナル・クイーン 2009」にて優勝した経歴を持つ、タレントのはるな愛さんをお招きし、講演会を実施しました。これまでの経験や、当事者としての思いを聞くことができ、自分らしく生きることの大切さを改めて考える機会となりました。



今後の方向性

誰もが自分らしく生きていける社会の実現をめざしていくために、性的指向及び性自認を理由とする偏見・差別をなくさなくてはなりません。

「何にあてはまるか」ではなく「何に困っているのか」を正確に受け止め、相談体制の充実を図り、適切な対応に努めなければなりません。

すべての人が、それぞれのライフスタイルに応じて自己決定ができ、権利が保障されるよう、社会的慣行や各種制度の手続き等の見直しが必要です。



国・大阪府の取り組み

大阪府では、平成 29（2017）年、庁内方針にて「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を策定し、性的マイノリティについての正確な知識の普及のため、職員研修や府民、事業者への啓発を継続的に実施するとともに、人権をはじめ福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野において当事者や関係者の相談に応じています。

また、令和 2（2020）年、大阪府は都道府県規模では 2 例目となるパートナーシップ宣誓制度を始めました。大阪府内では大阪市、堺市、枚方市なども実施しており、パートナーシップ宣誓制度を開始する市区町村が全国でも増えてきています。

「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」

平成 16（2004）年に施行。自分の性別に違和感を持ち、受け入れられずに苦しんでいる人々が、2 名以上の医師の診断を受けて、既定の要件すべてに該当する人は、家庭裁判所に「性」の変更申請を請求できます。

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」

平成 31（2019）年に全面施行。オリンピック憲章にうたわれている人権尊重の理念の実現と共に、多様な性の理解や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発・教育の推進を規定しています。

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（LGBT 条例）・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」

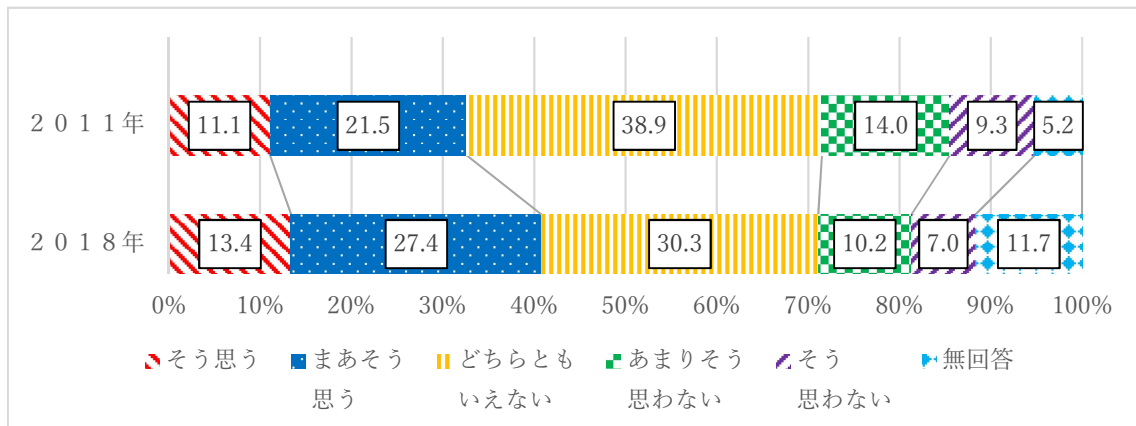
令和元（2019）年に施行。性的マイノリティの人々に関する府民の理解増進を図ることで、誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目的としています。令和 2（2020）年には、この条例の施行を受け、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

性的マイノリティとされる人々

(2011年と2018年の比較)



『そう思う』『まあそう思う』は32.6%から40.8%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は23.3%から17.2%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は44.1%から42.0%とほぼ横ばい。

9 インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットは、今や国際的なネットワークによって交流することができ、たくさんの情報を即座に入手し、誰でも容易に情報を発信できる利便性の高いメディアとして、生活する上では欠かせないものとなっています。

しかし、一方では、SNS（ソーシャルネットワークサービス）上で個人・団体や不特定多数への誹謗中傷や、さまざまな差別を助長・誘発する情報の掲載など、人権侵害に関わる問題も多数発生しています。

また、スマートフォンの普及により、インターネットの利用がより身近で手軽になったことで、子どもたちが巻き込まれるトラブルが増加しています。コミュニティサイト等を悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪の発生も目立ってきています。

利用者の一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信する情報に責任を持つ姿勢が大切です。そして、さまざまな情報に惑わされることなく、真偽を読み解く力（メディア・リテラシー）を高めることも求められます。

さらに、インターネットの利用の仕方について、子どもたちへの指導や教育が重要となっています。



松原市の取り組み

○ 人権市民セミナー

「インターネットと人権」をテーマに、人権市民セミナーを実施しています。また、インターネットやSNS等を利用する上でのモラルや責任についての理解を促進するとともに、人権侵害を受けた場合の対処法についても学習しています。

今後は、受講者へのアンケートの実施等を行い、インターネット上における問題の状況把握に努めます。

○ スマホ・ケータイ人権教室

大阪法務局及び大阪府人権擁護委員連合会は電話会社と連携して、スマートフォンや携帯電話の普及により、身近になったインターネットの正しい利用方法や危険性について学ぶ教室を開催しています。

松原市の各小中学校でも実施しており、トラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学び、インターネットを通じたいじめの防止の啓発やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口の周知広報をしています。



今後の方向性

インターネット上での人権侵害は、ネット社会の普及に伴い、新たに深刻な課題となっています。ネット利用者が情報発信に責任を持ち、さまざまな情報に惑わされないようにするためにも、人権教室やセミナーなどを通して、モラルや人権意識、メディア・リテラシーの向上に努めます。

また、SNSやインターネット上での人権侵害に対しては、法務局や大阪府と連携を図りながら、モニタリング等による実態把握に努めます。

さらに、子どもたちがどのような状況にさらされているかを、アンケート調査等を活用し、深刻化している若年層の利用実態の把握に努め、問題解決に向けた取り組みを進めます。



国・大阪府の取り組み

平成 14（2002）年に、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合は、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。

また、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする状況を受けて、平成 21（2009）年に「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進が義務付けられました。

今後も、インターネット上の差別書き込みの実態を把握し、適切な対応をする際の基礎資料とするため、法務省や各市町村はホームページに情報提供窓口を設けています。また、人権侵害に当たる書き込みなどの対処法や相談先なども掲載しています。

10 さまざまな人権問題

現状と課題

これまでに取り上げた以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、ホームレス、福島第一原発事故により避難している人などに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

人権課題やその現状、それらに関するさまざまな法律を周知することにより、人々の人権意識を高めることが望まれます。自分とは縁がないように思われることも、視点を変えて気づくだけで、言動を見直すきっかけとなります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。普段の何気ない言動が、知らないうちに他者を傷つけているかもしれません。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、人権課題について正確な知識を学び、正しく理解し、人権意識を高める必要があります。そして、それぞれの問題の状況に応じた、その解決に資する人権教育・啓発に関する取り組みが必要です。



松原市の取り組み

○ ポスターやパネルの掲示、チラシやリーフレットの配架・配布

大阪府や法務局が作成したポスターの庁内・市内公共施設への掲示や、リーフレット・チラシの配架及びセミナー受講者や講演会・イベント来場者への配布を進んで行っています。また、憲法週間や人権週間には毎年、ポスターの作製・掲示に取り組み、市民への啓発をしています。加えて、主な人権課題についてのパネルを作製し、イベント等の展示によりさらなる周知を図ります。

今後の方向性

人権課題の現状の把握や正確な知識の習得は、人権意識の土台を固め、差別や偏見をなくすことにつながります。誰もが暮らしやすい社会をつくるためにも、さまざまな情報を集めて発信し、それぞれの人権課題に対する正しい理解の普及に努めます。

国・大阪府の取り組み

近年では、平成27（2015）年に「生活困窮者自立支援法」や「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28（2016）年に「国外犯罪被害弔慰金の支給に関する法律」が施行されました。平成31（2019）年にはアイヌ民族を先住民だと初めて明記した「アイヌ民族支援法」が定められるなど、人権課題に関する法律が徐々に整備されつつあります。

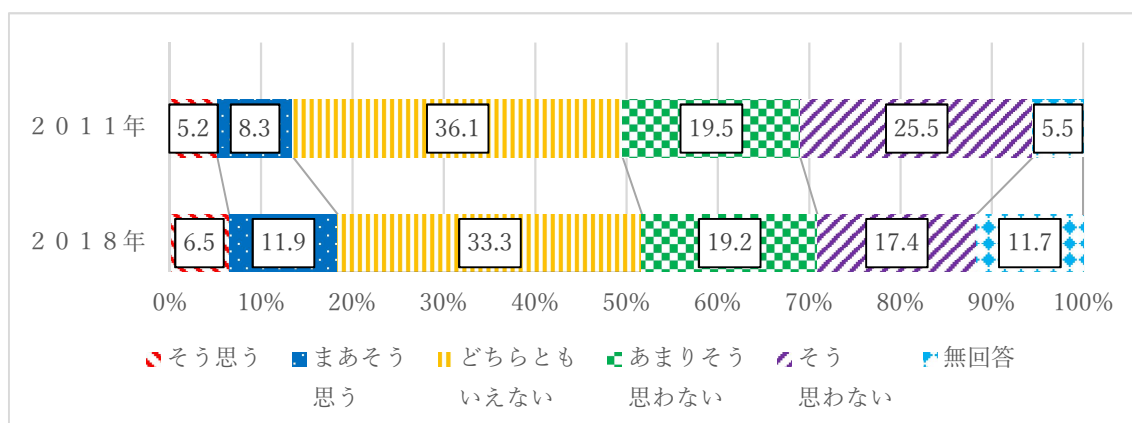
また、政府の拉致問題対策本部によるアニメ「めぐみ」の映像活用や、大阪府の「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」の開催など、拉致被害者の一日も早い帰国をめざした取り組みを進めています。

【市民アンケート結果】

● あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

アイヌの人々に対する差別

（2011年と2018年の比較）

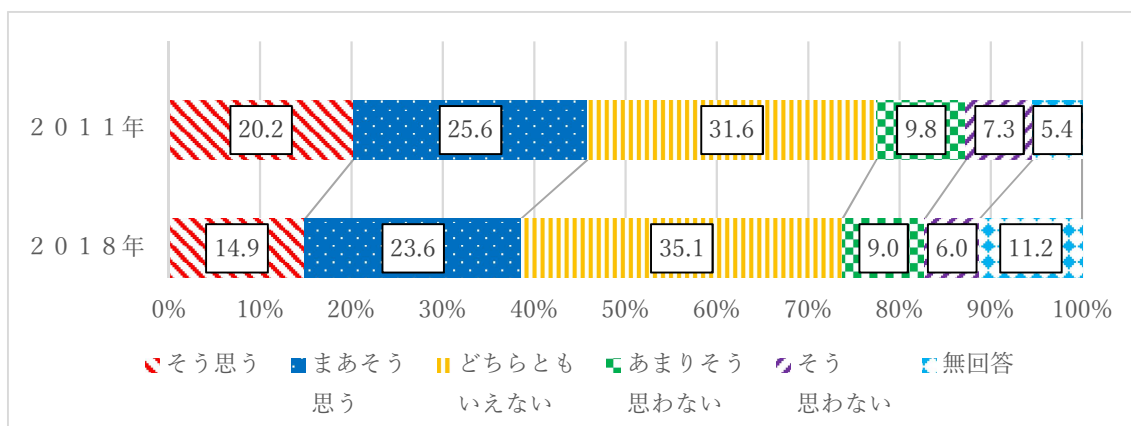


『そう思う』『まあそう思う』は 13.5%から 18.4%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は 45.0%から 36.6%に減少。

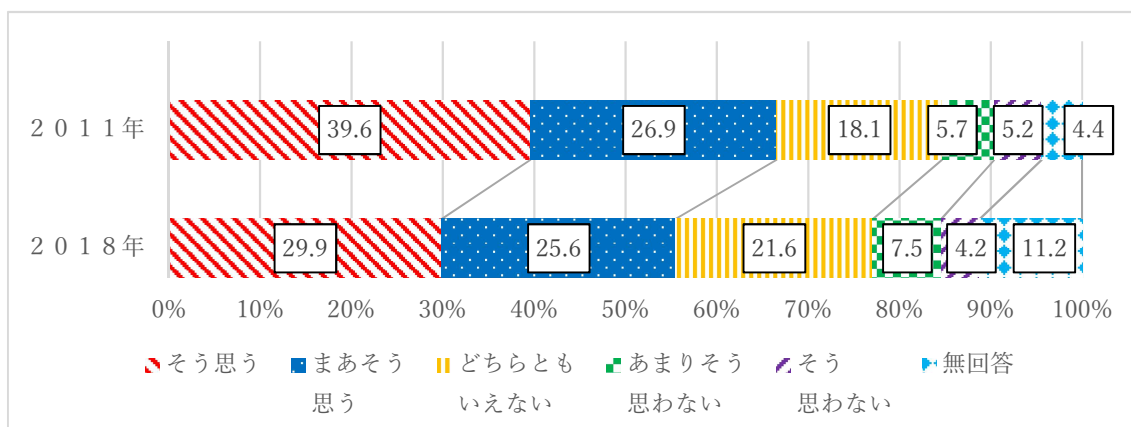
『どちらともいえない』『無回答』は 41.6%から 45.0%に増加。

刑を終えて出所した人



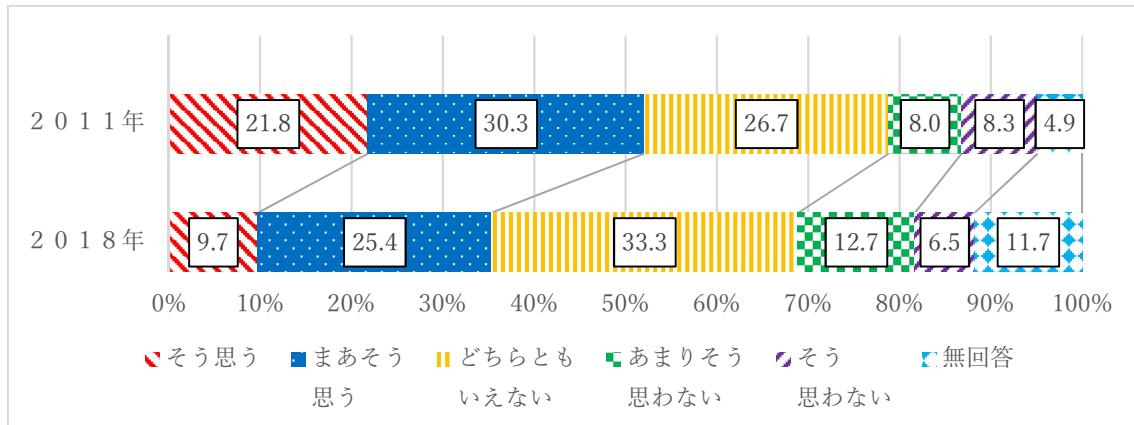
『そう思う』『まあそう思う』は、45.8%から38.5%に減少。
 『あまりそう思わない』『そう思わない』は、17.1%から15.0%に減少。
 『どちらともいえない』『無回答』は37.0%から46.3%に増加。

犯罪被害者やその家族が犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後のマスコミの取材や報道によるプライバシー侵害



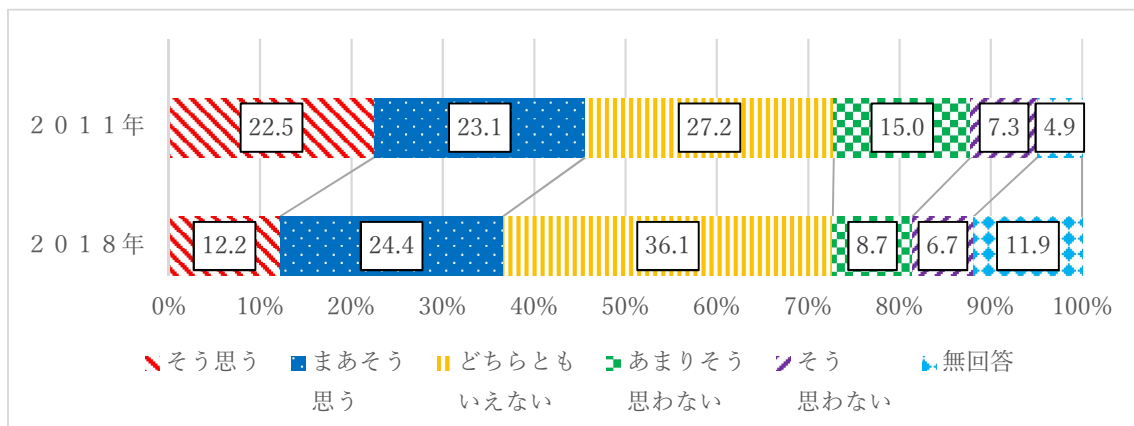
『そう思う』『まあそう思う』は、66.5%から55.5%に減少。
 『あまりそう思わない』『そう思わない』は、10.7%から11.7%に増加。
 『どちらともいえない』『無回答』は、22.5%から32.8%に増加。

ホームレスに対する差別



『そう思う』『まあそう思う』は、52.1%から35.1%に減少。
『あまりそう思わない』『そう思わない』は16.3%から19.2%に増加。
『どちらともいえない』『無回答』は、31.6%から45.0%に増加。

就労形態による差別



『そう思う』『まあそう思う』は、45.6%から36.6%に減少。
『あまりそう思わない』『そう思わない』は、22.3%から15.4%に減少。
『どちらともいえない』『無回答』は32.1%から48.0%に増加。

第5章 計画の推進



1 基本姿勢

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策との連携を図りながら、「松原市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権課題研修を推進し、職員は常に「人権力」の向上に努め職務を遂行します。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、地域、学校、関係機関等において、出前講座やセミナーを実施し、人権意識の向上に努めます。

2 推進体制

さまざまな人権課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や大阪府との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化に努め、本計画を効果的に推進します。

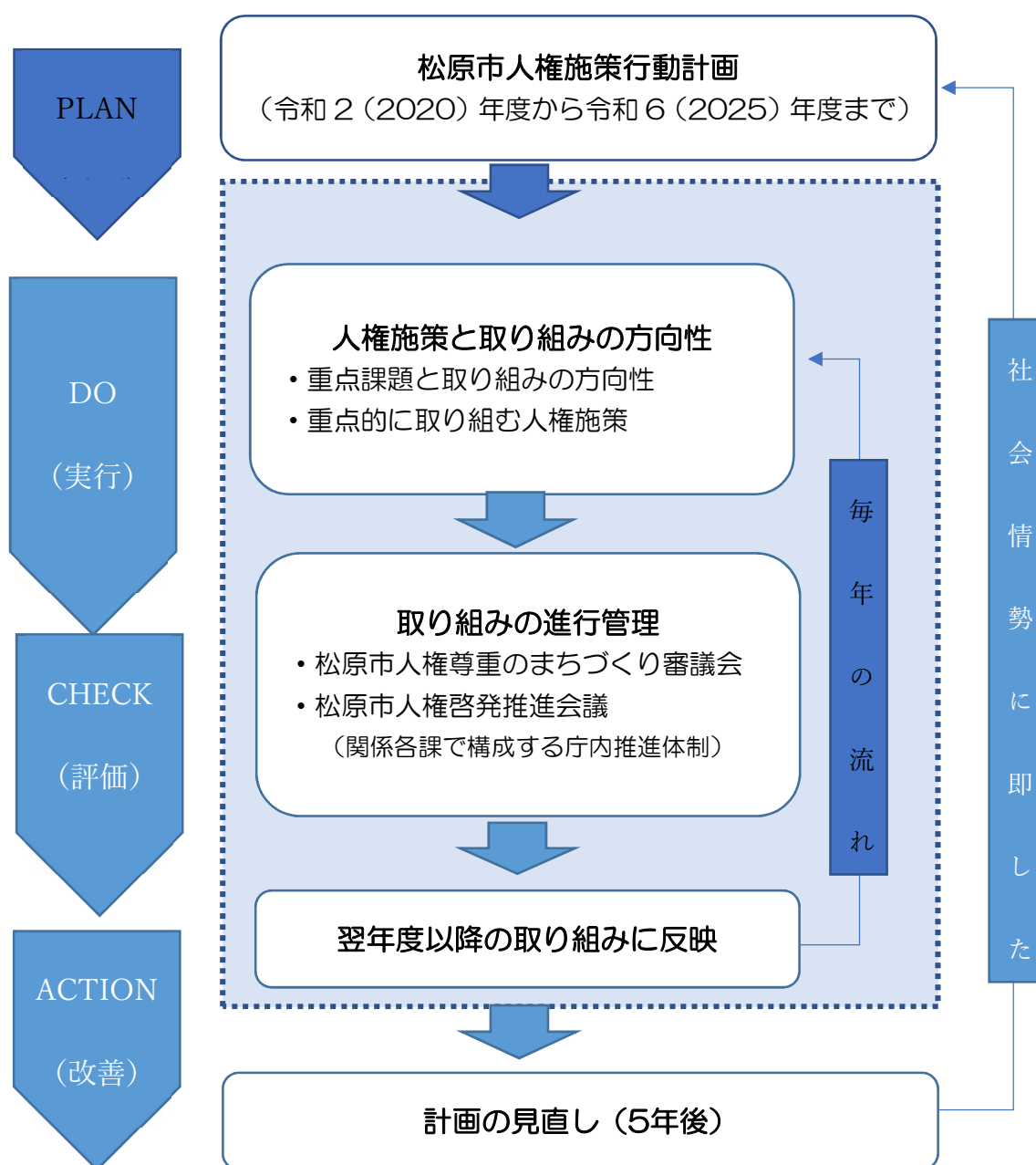
また、市内の各種団体などに対しては、地域の実情に応じたきめ細かい人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。




3 計画の進行管理と評価

本計画を推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「松原市人権尊重のまちづくり審議会」や庁内関係各課で構成する「松原市人権啓発推進会議」において、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、必要に応じて市民意識調査アンケート等を実施し、検証や事業の見直しを図りながら本計画の内容の充実を図ります。

図 計画の進行管理



I 「人権尊重のまち・松原市」を実現するための目標値

項目	現在値 (平成 30 年度)	目標値
1. 人権施策全般について		
(ア) 人権啓発・教育		
人権施策推進事業の参加者数	13,274 人	15,000 人
(イ) 相談、支援体制		
相談先の周知	各啓発イベント時に啓発冊子の配布	 Up
2. 分野別施策について		
(ア) 同和問題（部落差別）		
市民一人ひとりが取り組むべき問題であるという認識	53.1%	100%
(イ) 女性		
本市の審議会での女性委員の占める割合	29.4%	40%
(ウ) 子ども		
子育てに関する相談と支援体制の充実	家庭児童相談 女性相談 保健師相談 教育相談	相談機関の連携を強化し、適切な支援につなぐ
(エ) 高齢者		
長年親しんだ地域で暮らし続けたいと思う割合	74.7%	100%
(オ) 障害のある人		
障害のある人の問題は、自分たちの身近な問題であるという認識	91.4%	100%
(カ) 外国人		
外国人であるという理由で、賃貸マンションを貸すことを拒否するのは、家主の自由だという認識	44.1%	0%

人権尊重のまち・松原市を実現する「松原市人権施策行動計画」

取り組むべき主要課題

- 同和問題の解決にむけて
- 女性の人権を尊重する社会の実現にむけて
- 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて
- 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて
- 障害のある人も地域で安心・安全に暮らせる社会の実現にむけて
- 外国籍住民の人権を尊重する社会の実現にむけて
- ハンセン病回復者・HIV感染者等の正確な知識・情報の普及や啓発にむけて
- 多様化する性的マイノリティへの理解にむけて
- インターネットを悪用した人権侵害に対する規制や啓発にむけて
- さまざまな人権課題の解決にむけて

人権施策基本方針＝人権施策の基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される松原市
- 誰もがその個性や能力をいかして、共に暮らすことができる松原市
- 人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づく松原市

人権施策行動計画

人権施策の基本的な5つの視点

- ① お互いを認め合い、尊重しあう
- ② 人権・命・心を大切に、安心して安全なまちづくりを行う
- ③ 多様性を認めあう、多文化共生の地域社会をめざす
- ④ 人権擁護に努め、個人情報を適切に取り扱う
- ⑤ 人権に関する法律や条約等を理解し、正しく情報を発信する

重点的に取り組む人権施策の

<1>人権教育・人権啓発の推進

- (1) 家庭・地域における人権教育啓発の推進
- (2) 学校等における人権教育啓発の推進
- (3) 職場における人権教育啓発の推進

<2>人権擁護機能の充実

- (1) 人権相談体制の整備と拡充
- (2) 人権擁護・システムの構築

<3>社会全体での協働による取り組みの推進

- (1) 庁内推進体制の活性化
- (2) 市民・企業・NPO・地域等との連携・協働の推進
- (3) 多文化共生社会の実現

『知る』ことの大切さを理解している！
誰もが暮らしやすい！
誰もがつながっている！
風評被害・偏見・差別のないまち
絆・支えあいのあるまち
心が通い合う、安心・安全なまち

誰もが“ちがい”を認めあ
いステキに輝ける

人権尊重のまち
松原市

資料編

1	関連法規等	53
	世界人権宣言	53
	日本国憲法（抄）	59
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	64
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	66
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取り組みの推進に関する法律	74
	部落差別の解消の推進に関する法律	77
	松原市人権尊重のまちづくり条例	79
	松原市人権尊重のまちづくり審議会規則	80
	松原市人権啓発推進会議設置規則	82
	松原市人権施策基本方針	85

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越える
と否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。
教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年法律第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
- ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

- 第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

- 第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の1号を加える。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の1号を加える。

44の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年法律第68号

附 則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

松原市人権尊重のまちづくり条例

公布日：平成14年1月7日

(趣旨)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、すべての市民の人権が尊重され、明るく住みよい信頼しあえる明日の松原に寄与するものとする。

(市の責務)

第2条 市は、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重し、人権尊重の高揚に努めるため、人権尊重のまちづくりに必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民との協働及び関係機関との連携)

第3条 市は、前条の施策を効果的に推進するため、市民との協働及び国、大阪府その他関係団体との連携を強化し、人権啓発その他必要な活動を充実することにより、人権擁護の社会環境を醸成するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、互いに人権を認めあい、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、本市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(審議会)

第5条 市は、人権擁護に関する重要事項を審議するため、松原市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

松原市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 15 年 1 月 8 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松原市人権尊重のまちづくり条例（平成 14 年条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、松原市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の人権擁護に関する重要事項を審議し、これを市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者又は推薦者
- (3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議録)

第9条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民協働部人権交流室において行う。

(施行の細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

松原市人権啓発推進会議設置規則

平成4年4月1日規則第12号

(目的)

第1条 市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発事業の実施について全庁的に協議、協力を行い、所期の目的達成に寄与するため、松原市人権啓発推進会議（以下「啓発会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 啓発会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権啓発の実践活動に関すること。
- (2) 人権啓発に関する諸事業に関すること。
- (3) 人権啓発に関する各種資料の収集、配布及び普及に関すること。
- (4) 関係団体が実施する人権啓発に対する連絡協調に関すること。
- (5) その他人権啓発に関連する問題に関すること。

(組織)

第3条 啓発会議は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

- 2 委員長は、市民協働部人権交流室長の職にある者をもつて充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出された者をもつて充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、啓発会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 啓発会議は、委員長が招集し、委員長が議長とる。

(庶務)

第6条 啓発会議の庶務は市民協働部人権交流室において行う。

(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか啓発会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第39号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第51号)

この規則は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第25号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第45号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第11号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第35号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民協働部人権交流室参事

松原市人権交流センター長

市民協働部市民協働課長

市民協働部いきがい学習課長

市民協働部市民図書館長

市長公室秘書広報課長

市長公室人事課長

総務部政策法務課長

福祉部福祉総務課長

福祉部障害福祉課長

福祉部子ども未来室参事

健康部地域保健課長

健康部高齢介護課長

市民生活部窓口課長

市民生活部産業振興課長

教育委員会事務局学校教育部教育推進課長

教育委員会事務局学校教育部地域教育課長

第1章 人権施策をめぐる状況

1. 人権施策の取り組み

(1) 国内外の人権尊重の取り組み

国際連合は、人権の軽視や侵害によって多くの尊い命が奪われた、20世紀の2度にわたる世界大戦への反省から、昭和23年(1948年)に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言(*1)」を採択しました。そして、その精神を「人種差別撤廃条約(*2)」(昭和40年(1965年))、「国際人権規約(*3)」(昭和41年(1966年))などの条約に活かして、人権が保障された社会の実現のために取り組んできました。

また、その後も平和や人権を守る国際的な取り組みがますます重要になり、「女性差別撤廃条約」(昭和54年(1979年))、「児童(子ども)の権利に関する条約」(平成元年(1989年))などの23の条約のほか「人権教育のための国連10年行動計画(*4)」(平成7~16年(1995~2004年))が採択されました。それらの意義を世界に訴えるために、世界規模で人権を守る取り組みが実施されてきたことにより、人権が人類共通の普遍的文化として広く認識されるようになってきました。

しかしながら、国内外の人権状況をみたとし、世界中で人権文化を創造し、差別や人権侵害、さらには戦争をなくそうという目的は、いまだ達成されていません。

平成16年(2004年)12月10日の国連総会において、「人権教育のための国連10年」終了後の平成17年(2005年)1月から「人権教育のための世界プログラム」として、今後も人権教育の取り組みを引き継いでいくことを求める決議が採択されました。

一方、国内の人権施策について、日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、

経済的又は社会的関係において、差別されない」と位置づけ、人間が生まれながらにしてもっている永久の権利として基本的人権を保障しています。

しかしながら、国内においても女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などさまざまな人権問題が存在します。とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題については、「同和対策審議会答申(*5)」(昭和 40 年(1965 年))において、その解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとされ、数次にわたる「特別措置法」に基づき、かつての同和地区の劣悪な住環境等は大きく改善されましたが、今なお結婚、教育、就労などの差別事象が後を絶たず、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

以上のことを踏まえ、国際人権関連条約が次々と批准される一方、教育、啓発、人権侵害の救済などに係る施策の推進を目的とした「人権擁護施策推進法」や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(*6)」が施行されました。また、人権侵害を防止し、救済を図るための法律として「ストーカー規制法(*7)」、「配偶者暴力防止法(*8)」、「児童虐待防止法(*9)」等も整備され、実情にあわせて改正されてきました。

(2) 大阪府の人権尊重の取り組み

大阪府の人権施策については、同和問題や在日外国人問題をはじめとするさまざまな人権問題に対し、国に先駆けて「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」を策定するとともに、府民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけ、日常生活や職場等で実践できるよう人権教育の推進に努めています。そして、平成 10 年(1998 年)には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定し、一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして行政施策を展開しています。

(3) 松原市の人権尊重の取り組み

松原市においては、第三次松原市総合計画で「人権の尊重と共生社会の実現」を基本構想に位置づけるとともに、上述の国際的な潮流や、国・大阪

府の法令等を遵守するなかで、平成 10 年（1998 年）11 月に「松原市男女協働参画プラン」や平成 12 年（2000 年）9 月に「人権教育のための国連 10 年松原市行動計画」を策定いたしました。そして平成 13 年（2001 年）3 月に「人権教育基本方針」を策定し、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、具体的施策の推進方向を平成 15 年（2003 年）4 月には「人権教育推進プラン」の中で示しています。

さらには、人権尊重の基本理念となる「松原市人権尊重のまちづくり条例」を平成 14 年（2002 年）1 月に制定し、すべての市民の人権が尊重され、明るく住みよい信頼しあえる明日の松原の実現をめざしています。

また、さまざまな人権課題についても、「人権教育市民セミナー」「ひゅーまんフェスタ」「各種相談事業」「各種生涯学習事業」「地域国際化支援事業（外国人市民サポートネット事業）」「松原市雇用就労支援計画策定・推進」「高齢者や障害者等への福祉支援事業」など、さまざまな事業を展開しており、人権尊重に向けて積極的に取り組んでいます。

第2章 人権施策の基本的な考え方

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重は第1章でも明らかなように、世界的な潮流となっています。

人権について正しい理解をし、人権という普遍的文化を日々の生活のなかで創造することが、差別や人権侵害をなくし、さらには地球的規模で進む環境問題や世界平和の問題を解決することにもつながります。

「松原市人権尊重のまちづくり条例」は第1条で、「すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、「**すべての市民の人権が尊重され、明るく住みよい信頼しあえる明日の松原の実現**」を謳っています。そこで、この条例の基本理念を具体化するために、

- 市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力をいかして共に暮らすことのできる、人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づくまち

の実現を目標に人権施策の推進に努めます。

第3章 人権施策の基本方向

松原市人権尊重のまちづくり条例第2条の「人権尊重のまちづくりに必要な施策」は、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に示されている人権施策、すなわち、「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」に分けてそれぞれの概念、内容を明確にし、人権の視点から点検しながら、「大阪府人権施策推進基本方針」に沿って推進します。

1. 人権意識の高揚を図るための施策

市民一人ひとりが、人権の意識や価値についての理解を含め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・人権啓発を行うとともに、市民の主体的な活動を促進します。

(1) 基本的な視点

- ① 市民が社会生活を送るうえで、主体的に身につけておくべき基本的な社会ルールとして、互いの尊厳と権利を尊重することの大切さを理解すること。
- ② 市民が、日本国憲法や人権関連諸条約上の人権の理念や内容を深く理解し、自らの生活や活動の中で具体的に活かす態度や問題解決能力を身につけること。
- ③ 市民が異なる文化・価値観を持った人々との出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や無理解をなくし、多様性を認め合う価値観を身につけること。
- ④ 人権意識の高揚を図るための施策は、市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわることから、市民の自主的・自発的な取り組みを促すことを基本にすること。

- ⑤ 地域社会やNPO(*10)等が、主体的に自己実現をめざす個人の活動の場となり、また、それらの活動が人権意識の高揚に役立つようにすること。
- ⑥ 市民が身につけた人権尊重の態度を日常生活や職場等のさまざまな場において実践できるようにすること。

(2) 施策の方向

① 人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は、家庭、学校園、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて、推進していく必要があります。なかでも、人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要です。

したがって、幼少期から生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールを醸成し、豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にする態度と人格の育成をめざす人権の基礎的教育に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

このため、人権啓発や同和教育をはじめとする人権教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を学校園、職場、地域などで一層充実させるとともに、知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換が図られるよう工夫します。特に、人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある市職員、教職員、医療関係者、消防職員、福祉関係者等は、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、さらに、人権研修の充実を図ります。

② 人権教育の指導者の養成

市民が、日頃から人権問題について考え、自主的・自発的にその解決に取り組むことが重要であることから、市民の身近なところで人権教育に取り組む指導者を養成し、効果的に人権教育・人権啓発を推進していきます。そのために人権教育に関する諸機関との連携に努めます。

③ 市民の主体的な活動の促進

多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するためには、市民の自主的・主体的な取り組みを促すとともに、地域においてさまざまな人々がふれあい、交流する機会を増やし、相互理解を促進することが重要です。このため、NPOや企業等による人権教育や市民の交流・相互理解のため、自主的・主体的な活動を促す環境づくりに努めます。

④ 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育・人権啓発は、行政のみならず、NPO・企業・学校園などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会を通じて実施されることにより効果を高めるものです。このため、各実施主体に対して必要に応じて人権教育・人権啓発についての知識、手法や講師・教材、あるいは活動事例等についての情報などが適切に提供され、育成できるよう人権教育に関する情報収集・提供機能等の充実に努めます。

2. 人権擁護に資する施策

市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するとともに、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に対して、大阪法務局や大阪府等の関係機関と連携して、救済・予防の促進・支援に取り組めます。

(1) 基本的な視点

- ① 人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう、支援をしていくこと。
- ② 市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みを尊重し、促進していくこと。

- ③ 人権にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決方策について身近に相談できるようにしていくこと。
- ④ 人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に、迅速に適切な保護・救済を実施できるようにしていくこと。
- ⑤ 人権侵害を予防するための取り組みを実施していくこと。

(2) 施策の方向

① 市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手だてを探し、選択肢を提示し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断し、解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供していきます。さらに市民が自己実現を図ることができるよう支援するための情報提供や自らエンパワーメント(*11)するための施策を推進します。

② 総合的な相談体制の整備

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

現在、松原市においては、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談や大阪府の補助事業による人権相談をはじめ、総合生活相談や女性相談など、所管ごとにそれぞれ相談事業を実施しています。

しかし、人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、相談窓口では、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応が必要になってきます。そのため、関係機関の協力を得て、人権にかかわる施設の相談機能やネットワークの充実、相談員等の資質の向上を図ります。

③ 人権救済・擁護システムの構築

自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関と連携することにより、事案に即して柔軟に対応していきます。

松原市においては、自立生活を営むうえで援助を必要とする市民を支援するため、人権施策、高齢者福祉施策、障害者福祉施策など、さまざまな施策を実施することにより、市民の人権擁護や人権侵害の予防を図っています。

また、人権侵害が発生した後の被害者救済については、早急なる法制度の整備が重要ですが、現在は、裁判所による救済のほか、労働問題等の一定の分野における裁判外紛争処理制度等により、対応が図られています。

したがって、人権にかかわる相談窓口とこうした個別の専門機関との連携のもとで、救済策を講じつつ、市民の人権が適切に守られる仕組みづくりを検討することとあわせて、NPO等の行う援助活動とも連携を図っていきます。

なお、人権問題にかかわる紛争処理については、現行制度では、国の事務となっており、法務省の人権擁護機関が重要な役割を果たしているところですが、国における法制度の動向も注視しながら、実効性、独立性のある人権救済機関が設置されるよう、大阪府を通じて国へ働きかけていきます。

第4章 取り組むべき主要課題とその解決にむけて

人権の課題はさまざまな要因を含んでおり、個別の領域だけでなく複数の領域におよび、多様化・複雑化しています。それぞれの施策を関連させ、総合的に推進し、これらの人権課題の解決に取り組めます。

(1) 同和問題の解決にむけて

● 同和問題の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

同和問題は、日本社会の歴史的身分階層構造などに基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ生存権と生活権を脅かされた人権問題です。

現在においてもなお著しく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻にしてかつ重大な人権問題です。その解決は、国民的課題であるといわざるをえません。

数次にわたる国の「特別措置法」や「大阪府同和对策審議会答申」に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区及び同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和对策事業を集中的に展開してきた結果、かつての同和地区の劣悪な状況は、大きく改善されました。

しかし、平成12年(2000年)度に大阪府が実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」では、教育・就労・結婚問題等の課題が残されているとともに、部落差別事象も後を絶たないなど差別意識の解消が十分に進んでおらず、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

松原市の同和地区においても、環境や生活向上等の実態的差別は大きく改善されましたが、教育・就労・結婚問題などの課題のほか、来住者の割合、特に高齢者単身世帯や低所得者層の比率が高い状況にあります。また、母子・父子世帯についても同様に比率が高く、現在、社会が抱えるさまざまな問題が集中的に現れています。また今なお、忌避意識も存在し、同和問

題が解決されたとはいえない状況にあります。

松原市では、昭和 44 年（1969 年）「同和対策事業特別措置法」に基づき住環境改善のほか保健衛生・医療・福祉・教育等の改善事業に取り組んできました。さらに、社会的・経済的に再び格差が生じることのないよう同和問題を人権問題という本質からとらえ、これまでの成果が損なわれることのないよう、平成 12 年（2000 年）9 月に「人権教育のための国連 10 年松原市行動計画」を策定し、平成 14 年（2002 年）1 月には「松原市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。そして条例に基づき、市民の一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、さまざまな人権問題について自らの問題として積極的に取り組み、差別のない、すべての市民の人権が尊重されるまち・松原を目指しています。

「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」という大阪府の同和対策審議会答申の基本認識に沿って、これまで実施してきた施策の成果を踏まえ、同和問題の完全解決を図るため、今後も残された課題やニーズの把握に努め、一般施策を効果的に活用しながら総合的に人権施策を進めます。

(2)男女共同参画社会の実現にむけて

●女性も男性も、ともにいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現をめざし、「男女共同参画社会基本法」や「松原市男女協働参画プラン」に基づき、より一層の取り組みを進めます。

わが国では、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」に続き、昭和 60 年（1985 年）に日本も批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）にともない、「男女雇用機会均等法」等の整備が進められてきました。

さらに、平成 7 年（1995 年）到北京で開催された第 4 回世界女性会議では世界 189 カ国約 5 万人が参加し、女性が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に本来持っている力を発揮するエンパワーメントの推進が提案され、これを受けて平成 8 年（1996

年に「男女共同参画 2000 年プラン国内行動計画」が策定されました。また、平成 11 年（1999 年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の法整備が順次図られてきました。

松原市では、昭和 61 年（1986 年）以来、女性の人権に関わる問題解決のための諸活動を行っており、平成 7 年（1995 年）には、松原市女性政策推進組織を発足して、「男女平等に関する住民意識調査」を行い、行動計画策定の基礎資料となる報告書を作成しました。これを受けて平成 8 年（1996 年）に「女性政策審議委員連絡会議」を設置し、平成 10 年（1998 年）に「松原市女性行動計画への提言」を基にして、「松原市男女協働参画プラン」の策定を行い、このプランの推進に向け 4 つの重点課題、14 の主要課題、31 の課題を解決すべく、実施すべき施策として 117 の施策を掲げ、庁内で横断的に取り組んでいるところです。

また、労働や子育て等に関する問題のほかセクシャル・ハラスメント（*12）やドメスティック・バイオレンス（*13）、ストーカー行為が年々増加、深刻化しており、女性の抱えるさまざまな悩みに対応するため、警察や各種相談機関とも協力して、女性相談事業を実施したり、講座・セミナーを開催して啓発事業にも取り組んでいます。

今後も男女共同参画社会基本法の基本理念や松原市男女協働参画プランに基づき、庁内全体で男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び市域の特性に応じたその他の施策を策定し、進捗状況をみながら見直しや「男女共同参画条例」の制定も含めて検討を行い、男女共同参画社会の実現をめざし、より一層の取り組みを進めます。

(3) 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

●子どもの人権が尊重されるよう施策を推進し、子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりに努めます。

国連が、平成元年（1989 年）11 月の国連総会において、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という包括的権利を子ども

に保障した「児童(子ども)の権利に関する条約」を採択したことを受けて、わが国もこの条約を平成6年(1994年)に批准しました。この条約の趣旨にのっとり、家庭、学校、地域において、権利を行使する主体である子どもが、一人の人間として尊重され、すべての子どもが充実感や存在感をもち、自らの夢と希望の実現に努めることができるよう支援していきます。

しかし、家庭、学校、地域などでは、「仲間はずし」や「ことば」・「暴力」等による「いじめ」、「体罰」、「不登校」や「自殺」等深刻な社会問題になっています。また、児童虐待や幼い命が奪われるという悲惨な事件も発生し、子どもの健やかな成長が阻害される状況も顕在化しています。

国において平成12年(2000年)には「児童虐待防止法」が制定され、その後においても「児童虐待の定義の見直し」「国及び地方公共団体の責務」「通告義務の拡大」等について改正されました。また、大阪府では、「児童虐待防止法」に先がけ地域の関係機関によるネットワークシステムの構築など虐待相談に対応するための様々な取り組みを行っていましたが、虐待によって最終的に死に至るといふ悲劇的な事件も発生いたしました。そして、二度と同じような事件を起こさないために、事件の検証と今後の具体的な対策の検討として平成16年(2004年)3月にまとめられた大阪府児童虐待問題緊急対策検討チームからの「子どもの明日を守るために」～児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言～を真摯に受け止め、施策の具体化などの取り組みがなされています。

松原市では、保護者への各種講座やセミナーの開催のほか、平成14年(2002年)に策定された「松原市子ども育成計画」では、①子どもの人権を大切にする環境づくり ②子どもの健やかな成長支援 ③子育て家庭への社会的支援 ④子どもの豊かな個性を育む環境づくり ⑤子どもが元気で伸び伸び育つ環境づくりの基本目標を掲げて推進するとともに、松原市児童虐待問題連絡会議、松原市子育て支援ネットワーク連絡会議も立ち上げ、市民や関係団体等の協力も得ながら積極的かつ重層的な取り組みを行っています。

また、平成13年(2001年)に策定された「松原市人権教育基本方針」では、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、積極的な推進を図っています。平成15年(2003年)には、

「松原市人権教育推進プラン」が策定され、人権教育を人権及び人権問題を理解する教育、教育を受ける権利の保障、人権が尊重された教育の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進していきます。

児童虐待だけでなく、あらゆる権利侵害から子どもを守るために、より一層、子どもの権利擁護のための取り組みを強化し、子どもたち一人ひとりが権利を行使する主体として、その人権が尊重され、人間性、創造性を豊かに、また、健やかに育ち、子ども自身の利益が尊重される環境づくりをめざして、児童・生徒の学習活動等を支援できる教育環境づくり（子どもの育つ力）の推進や子どもが安心して育つ家庭環境の充実（家庭の育む力）に向けた幅広い支援の実施、また、地域の教育コミュニティづくり（地域社会の支える力）の推進等に総合的かつ積極的に進めます。

(4) 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

●すべての高齢者がいきがいをもって、個人としての尊厳を大切にされる社会をめざして、効果的に事業を進めます。

わが国では、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、平成27年(2015年)には、4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。このような状況のなかで、平成11年(1999年)の「国際高齢者年」、平成12年(2000年)4月からの介護保険制度の導入、同年6月の「社会福祉事業法」の抜本的改正等があり、高齢者福祉をめぐる動きは、著しく変遷しています。このように、著しく高齢化が進むなかで介護に関する諸問題や孤独死、虐待のほか、年金、医療、雇用等の高齢者施策に関するさまざまな問題が発生しています。

松原市においても、平成17年(2005年)1月1日現在の高齢者人口の割合は、18.04%と増加しています。しかし、高齢者を一律に退職世代や弱者・要介護の対象者とみなすことは、人権問題のみならず、高齢者の自立と尊厳を損なうことにもなりかねません。すべての世代のための社会を目指して、高齢者のマンパワー(*14)を活用し、高齢世代間や高齢世代と現役世代との支え合いなど、すべての世代がともに参加できる社会の構築が

重要になってきます。

松原市では、平成 15 年（2003 年）に人生の喜びをともに支える福祉のまちづくりを基本理念とする「松原市老人保健福祉計画」、「松原市介護保険事業計画」が策定され、①地域の高齢者ケアシステムとセーフティネット(*15)の構築 ②多様なニーズに対応できるサービスの充実 ③健康づくりと介護予防対策の充実 ④ユニバーサルデザイン(*16)に基づくまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後は、「松原市老人保健福祉計画」、「松原市介護保険事業計画」に基づき保健・福祉の連携体制や関係団体の協調体制のもと、全ての高齢者が生きがいをもって、個人としての尊厳を大切にされる社会をめざして、効果的な事業展開を図り実現に努めます。

(5) 障害者とともにユニバーサルな社会の実現にむけて

●障害者の人権尊重に取り組み、すべての人が等しく自己実現を図れるまちづくりをめざします。

障害者の人権について国連は、昭和 56 年（1981 年）の「国際障害者年」に続き、昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までを「国連・障害者の 10 年」として、障害者の「完全参加と平等」の実現を目指してきました。

わが国においては、平成 5 年（1993 年）に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」を施行し、この実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション(*17)7 カ年戦略～」が平成 7 年（1995 年）に策定され、障害者施策の整備やホームヘルパーの増員などの保健福祉サービスの具体的な整備目標が定められるとともに、障害者雇用の推進やバリアフリー化の促進等、総合的な障害者施策が講じられることとなりました。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が平成 14 年（2002 年）に改正され、事務の一部が大阪府から市町村に移譲されました。大阪府においては、平成 6 年（1994 年）に「“ふれあい おおさか” 障害者計画・新大阪府障害者計画 ーすべての人が平等に暮らせる社会を目指

して一」が策定されています。

松原市の障害者施策についても、一貫した福祉施策の推進、障害者福祉の計画的推進に努めていく必要があるとの認識のもとに、平成 10 年（1998 年）7 月に障害者の自立と社会、経済、文化等あらゆる分野の活動への参加を促進し、障害者の社会への完全参加と平等を目標に掲げた「松原市障害者計画」を策定しました。本計画では、あらゆる障害者を含むすべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことが可能になることを意味する「ノーマライゼーション」の理念と、障害者が単に動作機能を回復するだけでなく、人間としての尊厳を全うし、生きがいを持って社会に参加することを意味する「リハビリテーション（*18）」の 2 つの理念をもって推進してきました。この計画の中間年にあたる平成 15 年（2003 年）度には、全庁的に障害者施策の調査や当事者へのアンケート等を実施しました。平成 16 年（2004 年）度以降は過去 5 年間の施策や大阪府の「第 3 次大阪府障害者計画」を受けて、現在、大きな流れの過渡期にある障害者の自立と社会参加について、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、新たな施策の創設や見直しにより、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。また、平成 15 年（2003 年）度より障害者福祉は措置から利用契約方式に制度改正され、障害者の主体的意志に基づきサービスが選択されるようになり、障害者福祉の世界は大きな変革をとげています。

今、現実の障害者の生活を考えるとき、社会参加を阻害している現象は存在し、暮らしにくさを体験することが多々あると指摘され、平成 16 年（2004 年）6 月に障害者基本法の一部が改正されたところです。

すべての人が等しく自己実現を図れる生活、ユニバーサルデザインのまちづくりにむけて、今後も、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という 4 つの横断的視点にたち、大阪府との連携を密にし、在宅福祉の充実に取り組むとともに、過去の実績が損なわれることのないよう障害者の人権尊重に取り組めます。

(6)外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

●文化・生活習慣・ことば等のちがいを認め合い、外国人市民とともに地域で暮らしていけるまちづくりの推進を図ります。

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達は、地域間の情報交流を活性化させ、国際的な相互の依存関係を深めています。各地域においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない関係になっています。

大阪府における外国人登録者数は、135カ国 20万人を超えています。留学、研修、結婚、仕事など、理由や期間はさまざま、歴史的経過により数世代にわたって生活している人もいます。そのうち韓国・朝鮮籍、中国籍、ブラジル籍の人が約 19万人(約 90%)を占めています。

松原市においても、中国籍、韓国・朝鮮籍、ブラジル籍など 20カ国を超える約 1,420人の外国人市民の方が生活しています。しかし、経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。

松原市では、このような状況の中で、国際交流を推進する関係団体の活動支援をはじめ、さまざまな分野で市民参加の交流機会の充実を図り、国際感覚豊かな市民意識を育み、地域レベルでの国際化を図るため、国際交流事業や語学学習事業等を実施しています。また、在日外国人教育についても、在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、在学(園)している歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、諸外国の異なる文化や習慣等を理解し、交流を通じて国際的な視野を広げ、国際友好・親善・協調の態度を育成する取り組みを行っています。

また、平成 14 年(2002 年)には、関係団体と協働で「松原市人権尊重のまちづくり条例」の理念により、すべての人権が尊重され、明るく住み良い明日の松原の実現のため、在日外国人市民通訳サポートニーズ調査事業を実施し、平成 15 年(2003 年)度より翻訳・通訳の外国人サポート業務に取り組み、成果をあげています。

今後は、人権尊重の意識高揚と啓発活動の充実、国際理解教育の推進、外国人市民に対する生活支援や多文化共生社会の推進など、文化、生活習慣、言葉などのお互いの違いを認め合い、共に地域で暮らしていけるまちづくりをめざし、更なる取り組みを進めます。

(7)さまざまな人権課題の解決にむけて

●H I V (*19) 感染者、ハンセン病 (*20) や結核等の感染症にかかった患者や回復者の人権問題、インターネットを悪用した人権侵害の問題、ホームレスの人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、アイヌの人々の人権問題、性的マイノリティーとされる人々の人権問題等々、これらのさまざまな人権の課題について、正しく理解されることによって、偏見が解消され、人権が尊重されるよう、その解決に努めます。

H I V感染者、ハンセン病や結核等の感染症にかかった患者や回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、職場からの迫害、入園・入学や登園・登校の拒否、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受ける等さまざまな人権問題が発生しています。

こうした中、H I V感染者については、正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、相談・指導體制の充実及び2次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進が重要であり、プライバシーの保護と人権の保障に取り組みます。

また、ハンセン病問題については、「らい予防法」が廃止されるまで、患者を療養所へ隔離する政策などがとられるなど、患者の方々やその家族に対する偏見と差別が長い間続いてきましたが、正しい知識と理解が不可欠であり、国民一人ひとりがこの問題を真摯に受け止め、過去の歴史に目を向け、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

インターネットを悪用した人権侵害については、近年急増しています。その匿名性、情報発信の容易さから、差別を助長する表現や有害な情報の掲載等人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。悪質な事案に対

しては、発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、特定できない場合は、当該情報等の停止や削除など「プロバイダー責任法(*21)」の遵守などにより適切な対応をします。同時に、こういった電子空間での人権侵害行為に対する規制や啓発については国あるいは国際的な対策が必要であり、機会を捉えて要望等を行います。

長引く景気の低迷によりホームレスが急増し、深刻な社会問題となっています。これは、失業や疾病等が大きな要因になっていることが多く、社会的・経済的に孤立する人に対して社会福祉制度がこれらの問題に十分対応されていない状況にあります。また、当事者の人権までも否定する偏見や風潮が生まれ、暴行を受ける等の問題も発生しています。今後は、平成14年(2002年)施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を十分理解し、自立に向けた支援等の施策を実施し、同時に、啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決に努めます。

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、捜査や裁判での精神的・時間的な負担と過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉毀損等の精神的苦痛を強いられ、2次的な被害も受けている人権問題が発生しています。

刑を終えて刑務所から出所した人は、周囲の偏見から就職、住居の確保が困難なうえ、犯罪者の家族まで偏見や差別的な扱いを受ける場合もあります。偏見にとらわれず、社会復帰した人を温かく迎え入れる必要があります。

その他、アイヌの人々、性同一性障害などの性的マイノリティー(*22)とされる人々に対する偏見や差別意識、また、拉致問題や遺伝子情報(*23)の管理など人権課題として広く認識されるようになりました。

これらの様々な人権課題について今後とも人権尊重の視点から、議論を深め、その解決に努めます。

第5章 推進体制

以上に提示した、人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を展開するとともに、前述の基本方向に沿った人権施策を着実に推進するため、具体的な推進計画を策定し、適切な進捗管理を行います。

また、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権課題が生じた場合、これに的確に対応するため、必要に応じて、基本方針の見直しを行うこととします。

1. 庁内推進体制

松原市では、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、さまざまな人権課題に対応するため、各所管での取り組みのほか、全庁横断的な施策を推進しています。今後、ますます多様化・複雑化することが予想される人権問題は、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・人権啓発を推進する必要があり、職員に対する研修はもとよりあらゆる場で多様な機会が提供されることが必要です。また、市民が日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるためには、具体的・実践的な手法による取り組み、人権に関する人材養成や既存の各種推進体制の効果的かつ機能強化を図るための機構等を見直し、人権に関する関係団体とより一層の連携を深めて啓発活動を推進していきます。

一方、市職員は、一般行政、福祉関係、教育関係、医療関係など、職務上、市民の人権に深く関与することが多く、鋭敏な人権感覚が求められています。特に、相談業務、窓口業務や福祉業務、まちづくり業務等で市民と接触する機会の多い職員に対しては、人権問題に対する正しい理解と認識をもち、人権意識の高揚と実践のための研修を積極的に推進する必要があります。そのため、職員の人権研修は、様々な形態での研修の充実を図り、さらに実質的な効果を高めていきます。

また、職員で組織されている「松原市人権啓発推進会議」についても人権啓発事業の推進等に取り組んでいるところですが、今後は、組織や事業の拡充を図るなど、更なる組織の活性化に努めます。

2.市民・企業・NPO等との連携・協働

松原市では、今後も、人権に関する関係団体との連携を図り、「ひゅーまんフェスタ」等さまざまな啓発事業に取り組めます。

企業においては、雇用者に対して人権尊重と人権教育の意義を啓発・普及するとともに、企業内における自主的な活動を促進するための支援を行っていきます。

また、人権尊重の市民意識を高めていくためには、公的機関はもとより人権に関する関係団体等の果たす役割は多大であり、市の協力機関として相互に連携・協働を深めていきます。

用語解説

(*1) 世界人権宣言

昭和 23 年 (1948 年) 12 月国際連合第 3 回総会で採択されました。

前文と 30 ヶ条からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

(*2) 人種差別撤廃条約

昭和 40 年 (1965 年) 12 月に国連総会において採択された条約。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

(*3) 国際人権規約

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54 年 (1979 年) 9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

(*4) 人権教育のための国連 10 年松原市行動計画

国連は、平成 7 年 (1995 年)～平成 16 年 (2004 年)までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7 年 (1995 年) 12 月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成 9 年 (1997 年) 7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和

問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下での平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

松原市においては、平成 12 年（2000 年）9 月に策定された「人権教育のための国連 10 年松原行動計画」により、誰もが個人として等しく人権が尊重されるまちづくりを目指しています。

(*5) 同和对策審議会答申

同和問題解決のため昭和 35 年（1960 年）内閣総理大臣の諮問機関として、同和对策審議会が設置されました。約 4 年の審議を行い昭和 40 年（1965 年）8 月に答申が出されました。

その中で、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

(*6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を人権に満ちた社会を創造することを目標とする教育活動で、人権啓発を国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発研修、講演、映画、ワークショップ等定義されています。

(*7) ストーカー規制法

平成 12 年（2000 年）5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する（ストーカー規制法）」が成立しました。

特定の人物に対して「つきまとい・面会の要求・無言電話」等、反復して行うことも「ストーカー行為」として、規制の対象となっています。

(*8) 配偶者暴力防止法

平成 13 年（2001 年）10 月に施行されました。配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、被害者を保護する法律です。保護命令には、暴力を振るう配偶者が被害者に近づくことを禁じる接近禁止命令と、加害者を一定期間立ち退

させる退去命令があります。

平成 16 年（2004 年）12 月に改正法が施行され、「配偶者からの暴力」の定義を身体に対する暴力同様、精神的暴力・性的暴力も対象となるように拡大するとともに、配偶者に限った保護の対象を離婚した元配偶者と子どもに、また退去命令期間も 2 ヶ月に拡大されました。

(*9) 児童虐待防止法

平成 12 年（2000 年）5 月に成立した法律です。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」とした法律で、平成 16 年（2004 年）4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

(*10) NPO

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織（特定非営利活動法人など）と、法人格を持たない組織（ボランティアグループなどの任意団体）があります。

(*11) エンパワーメント

「人間はみな生まれながらにしてかけがえのない個性、感性、生命力等さまざまな素晴らしい力を持っている」と信じることから出発する考え方。

一人ひとりが自分の大切さ、自分を肯定する心を持って、自己を否定する要素を取り除き、私たち一人ひとりの誰もが潜在的に持っているパワーや個性を生き生きと息吹かせることをいいます。

(*12) セクシャル・ハラスメント (セクハラ)

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、力関係で強い立場にある側が弱い側に対して行うことが多く見られます。

一般的には雇用の場などで、性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」を指し、改正男女機会均等法（平成 11 年（1999 年）4 月施行）では、セクシャル・ハラスメントに対する事業主の配慮義務が初めて盛り込まれています。

(*13) ドメスティック・バイオレンス (DV)

家庭内、家族内暴力。および配偶者や恋人など親密な関係である(あった)者に対する身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などに分けられています。

(*14) マンパワー

人的資源のことをいいます。

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称を社会資源といい、その中の人的資源のことをいいます。

(*15) セーフティネット

困難な状態に陥った時に援助したり、そのような事になる前に防止する仕組みまたは装置を意味しています。

社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これがあることにより、人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができます。

(*16) ユニバーサルデザイン

能力あるいは障害などのレベルにかかわらず、最大限可能な限り、誰もが公平に自由に無理なく使用できるように、環境や製品をデザインすることをいいます。

(*17) ノーマライゼーション

障害者などのハンディキャップのある人を特別に扱うのではなく、身近な地域社会で自分らしく暮らすことができるよう、日常生活の中で共に助け合っていくという考え方です。

(*18) リハビリテーション

本来は、復権、回復、復興または再適合の意味であり、障害者が社会へ再適合できるようという思いが込められています。今日では、全人間的復権を理念として、障害者が身体的・精神（心理）的・社会的・経済的・職業的に可能な限りの回復をはかる過程であると定義しています。

(*19) H I V

HIV は、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIV への感染によっておこる病気をエイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)といいます。

一般的にウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされています。免疫機能が低下し、免疫不全をおこす病気ですが、感染力は非常に弱く、HIV についての正しい知識をもつことや、差別・偏見をなくすことが重要です。

(*20) ハンセン病

ハンセン病は“らい菌”によって起こる病気です。

感染力は極めて弱く、医学の進歩により、治療薬も開発され、早期に発見され治療されれば、後遺症も全く残さず治る病気です。

かつてのあやまった隔離政策等によって、今も大きな人権課題になっています。

(*21) プロバイダー責任法

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため平成 13 年 (2001 年) 11 月に制定されました。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、「プロバイダーの損害賠償責任」を情報の流通によって他人の

権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークの情報表現の自由に配慮しています。他方では、自己の権利を侵害されているとする者が発信者情報の開示を請求することができる権利についても定めたものです。

(*22) 性的マイノリティー

同性愛者、性同一性障害（生物学的な性別と精神的な性別が一致しない状態で悩み苦しむ事）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々など性的少数者のことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

性同一性障害については、平成 16 年（2004 年）7 月より、「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす性同一性障害者が家庭裁判所の審判で許可を得れば性別の変更が認められるようになりました。

(*23) 遺伝子情報

生物が自己と同じ物を複製するために、細胞から細胞へ、親から子へ伝えている情報で、DNA の塩基配列に符号化しています。生物はそれぞれ、数千種類から数万種類の蛋白質で作られています。ヒトでは 3~5 万種類位といわれています。

遺伝子情報の内容は、主としてこれら蛋白質をつくるための情報（蛋白質の設計図）と、どの蛋白質をいつ、どこで、どれだけ、作るかという発現制御の情報から成り立っています。



大阪初！セーフコミュニティ国際認証都市 まつばら
『みんなで作る 安心・安全なまちづくり』

